

議 事 録

平成 2 6 年度予算審査特別委員会

[第 2 日]

平成 2 6 年 3 月 1 2 日 (水)

開 会	
委 員 長	おはようございます。 本日の出席委員は、15人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (9:30)
委 員 長	審議に入る前に、昨日の質問の回答等をさせていただきたいと思っております。 まず、田中委員と河内委員のタクシー券の利用の件、それから、金子委員の赤坂対策費の件、それと河内委員からの電子自治体共同運営協議会の負担金について、この3件について、それぞれ課長及び副町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。 まず、最初に、福祉課のほうからお願いします。 福祉課長
福祉課長	まず、最初に、昨日の質問の件で、追加補足ということで、改めてご説明をいたします。 まず、最初に、河内委員さんからのご質問でございます。 平成23、24年度に交付をいたしました地元商工会商品券を活用したタクシー券は、商工会からその都度町が購入いたしまして、申請に基づき対象者に交付しております。町の手元にタクシー券が残らないよう、3月の年度末において、申請実績に基づき商品券を精算、購入しておりますので、町における未交付のタクシー券はございません。以上でございます。 次に、田中委員さんからの、同じタクシー券のご質問でございます。金額等を示せということでございましたので、平成25年度のそったくタクシー券交付者数は1,810人、金額にして9,050千円、このうち2月末での事業所への使用支払い実績は5,292千円でございます。 それから、過去の、平成23年度交付したタクシー券の関係でございます。 平成23年度中の町の買い取り額は、4,900千円です。この分の、昨年12月末での集計では、4,237,500円の使用実績でございます。この時点で662千円程度が未使用となっております。 さらに平成24年度のタクシー券の関係でございます。 平成24年度中の町の買い取り額は6,061千円です。昨年12月末の集計では4,043,500円の使用実績となっております。この時点で2,018千円程度が未使用でございますが、24年度中の発行につきましては、使用期限が平成26年度末ということで、あと1年使用可能でございます。 とりわけ平成23年度中に交付をいたしました商工会商品券を活用したタクシー券は、使用期間が3年であり、今月末が使用期限ということになります。 今の利用実態から、未使用が発生する可能性があります。地域振興券と同じ趣旨と、町としても捉えております。 交付を受けた高齢者の方が、何らかの理由で使用しなかった結果、未使用となる可能性があります。この点については、使用の見直しを行い、今年度から実施をしておりますそったくタクシー券交付事業では使用実績払い方式に改めております。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	配布された高齢者の方で、未使用になっている方というのは、つかめないんでしょうか。 今月末が最終期限ということでしたら、せっかく差し上げた分は、やっぱり使っていないと何にもなりませんので、使っていない方をつかまれて、教えてあげるとい

	うことはできないでしょうか。
委 員 長	福祉課長
福祉課長	交付した方の使用実績をつかむというのがですね、かなり時間も要しますし、そういう実態を捉えるというのがですね、なかなか厳しいことでもあると思います。 先ほど申し上げましたように、地域振興券と同じ趣旨での交付ということで、町も捉えておりますので、何らかの形で紛失等もあるかもしれませんが、そういった実態ですね、そういったことで、調べるということもですね、ちょっと時間的にも不可能ではないかなというふうに考えております。
委 員 長	副町長
副 町 長	昨日の金子委員の、農業土木に関する筑慈苑からの赤坂区への地元振興費の残金というお尋ねでございました。 これにつきましてはですね、26年度4月に繰り越された金額が13,585,153円となっております。 一応、年度末にですね、環境課のほうから、3月27日に収支確認に行く予定でございます。一応4月の段階では、そのような金額であったというふうなことでございます。以上です。
委 員 長	財政課長
財政課長	財政課から、昨日の予算委員会の中で、河内委員から情報処理費の負担金の関係で質問がございました。電子自治体への負担金の関係でございますが、平成25年度は368千円あったと。本年度は200千円となっております。168千円の減額であるということではございましたんですが、これについては、協議会等も確認をいたしました。平成26年度から、この今回の予算説明欄にございます電子自治体共同利用センター、こちらのほうの負担金の中に含めておるということではございまして、この負担金の中身につきましては、遠隔地のデータバックアップをしてもらっておりますけれども、その処理費用であるということで、26年度は4千円増えまして、172千円が含まれておるということではございました。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	今後も、27年度以降も共同利用センター負担金のほうに含まれていくということですかね。
委 員 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 そのようなことで進んでいくと思います。
委 員 長	それでは、建設課の予算説明を求めます。 建設課長
建設課長	それでは、建設課の予算について説明をさせていただきます。 最初に、建設課の26年度の方針性と重点項目について、説明をいたします。 平成26年度建設課関連予算の総額は、一般会計当初予算概要資料の27ページにありますように、総額354,474千円、前年度比61,809千円、21.1%の増となっております。 前年度は骨格予算であり、建設改良費などの計上を見送ったことが、主な理由でございます。 26年度の基本方針は、適正な維持管理による道路、橋梁などの長寿命化、事業の計画的な発注、適切な施工管理により品質の高い施設の建設を図ることとしております。 重点項目としましては、橋梁及び舗装の修繕工事による長寿命化、合併特例債を活用した道路新設改良などがございます。

	なお、平成１９年度から始めました南北線道路改良事業は、２６年度で完了いたします。 それでは、内容について説明いたします。 なお、人件費等の義務的経費は省略し、主なものについてのみ説明させていただきます。 予算書の７６ページでございます。 上段の５款の２項３目林道費５５０千円、前年度比４０千円の増でございます。 １５節の工事請負費は、林道補修工事を見込んで計上をしております。 ７７ページでございます。中段です。 ７款１項１目土木総務費８１，０９０千円、前年度比１，５６８千円の減です。 １節の報酬８，８８０千円は、嘱託職員４名分の報酬でございます。 ７８ページでございます。 １３節委託料４，６５２千円、２５年度実績に基づきまして、８４８千円減額しております。 主なものは、寄附、採納に伴う分筆測量委託料３，０００千円でございます。 １４節使用料及び賃借料２，５９７千円、公用車、設計積算システムの借上げ料などでございます。 １８節備品購入費４２６千円は、道路台帳システムのパソコンが老朽化しておりまして、更新をするものでございます。 ２項１目道路橋梁費１１４，５００千円、前年度比１０３，２５５千円の増。 主な理由としましては、前年度予算が骨格予算であったことと、新規事業の橋梁長寿命化事業によるものでございます。 １３節委託料３２，５００千円、間片橋の補修設計と道路法面、施設の点検業務委託費、及び道路台帳の更新業務委託料でございます。 １５節工事請負費５７，０００千円、玉虫橋の補修工事と久光・当所線の舗装補修工事でございます。 １９節負担金補助及び交付金２５，０００千円、県の曾根田川河川改修工事に伴います薬師前橋架け替え工事に伴う町の負担金でございます。町の負担率は５０％です。 ２目道路維持費５５，２３０千円、前年度比８，０５４千円の増です。 １３節委託料２，４２７千円でございます。主なものはシルバー人材センターへの道路維持管理委託料でございます。 １５節工事請負費５０，０００千円、現在、各区からの要望が約２００件ほど残っておりまして、年々増加傾向でございます。少しでも解消を図るために、前年度より７，０００千円増額いたしております。 ３目道路新設改良費６４，４００千円、前年度比５８，８００千円の増でございます。前年度は骨格予算であったためでございます。 １３節委託料１４，０００千円、篠隈・安野・四三嶋線、他３路線の測量設計費です。 １５節工事請負費４７，９００千円、野町・花立線、他２路線の道路整備でございます。総延長は３３０ｍでございます。 １７節公有財産購入費１，５００千円、熊ヶ山の国道３８６号線から仙道古墳公園の仙道・塚本線の用地拡幅のための用地費でございます。 ２２節補償及び補填及び賠償金１，０００千円、工事に伴う電柱移転費を見込んでおります。 ４目国交省交付金事業費２５，４００千円、前年度比４０，６００千円の減です。下高場から大久保間の南北線改良工事の事業進捗による減でございます。
--	---

	25年度までに車道部は全線完成をいたします。26年度に歩道設置と付帯工事を 行い、この事業は完了いたします。 3項1目河川総務費4,255千円、前年度比4千円の増、主に19節の負担金補 助及び交付金で、河川を守る会への補助金でございます。 80ページでございます。 2目河川維持管理費7,138千円、前年度比3,996千円の増です。 浚渫箇所増により、15節工事請負費を前年度より4,000千円増額し、7, 000千円としております。 飛びまして、115ページをお願いします。中段でございます。 10款1項農林水産業施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費は応急工 事費のみを計上しているところでございます。 以上で説明を終わります。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 木村委員
木村委員	79ページの、今の説明の中に、7款2項2目、15節ですね。 各区からの要望がかなり増えておるということで、説明されてありますけれども、 大体どれぐらいの年間ですね、要望が上がってきて、工事ができてないのがどれぐら い残っていつているものかですね。その辺りの推移をお尋ねいたします。
委 員 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 各年度の推移は資料を持って来ておりませんが、この5年間平均で、每件約90件 程度出ております。予算の関係上対応できるのが、平均的に50件前後でございまし て、先ほど申し上げましたように、現在、約200件程度要望箇所の未処理が残って おります。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	予算書の79ページです。 7款土木費、1目河川総務費の中の19節負担金補助及び交付金、2番目のですね、 砂防協会負担金、40千円増になっておりますが、理由を教えてください。
委 員 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 砂防協会の負担金につきましては、河川協会の負担金につきましては、県の事業の、 前年度の事業に対しまして、町の協会負担金が決まっております。25年度の前年並 みの予算を計上しておりましたけれども、25年度は290千円という形で請求がま いりました。26年度は今年度の事業によって決定するわけでございますけれども、 まだ見込みがつきませんので、前年度並みで計上させていただいております。 たぶん25年度はかなり砂防事業がされましたので、増額が見込まれるのではない かと思っております。以上でございます。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、建設課を終わります。 それでは、都市計画課の説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	都市計画課でございます。 まず、都市計画課の予算編成の基本方針について、ご説明を申し上げます。 都市計画係事業においては、町民が集い、安全で安心な都市公園づくりに努めるこ と。 町営住宅係事業については、住宅ストック活用計画に基づき、維持管理、改善、建

	て替えを、計画的かつ効率的に行うことの２点に心がけております。 次に、２６年度予算編成における重点項目は、次の３点でございます。 まず、第１点に、南海トラフ地震発生が危惧されるなか、民間住宅についても耐震化に向けた取り組みが求められており、国、県の補助を活用し、住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成する耐震改修促進事業を新規事業として計上いたしております。 第２に、多目的運動公園整備事業です。平成２５年度には実施設計を策定し、総事業費も基本設計時の１１億円から、実施設計時で１８億円と７億円の増額についてもお承認をいただきました。 当然、造成工事から施設工事へと段階を経て施工が必要ですが、町民の皆様にも愛され、安心して利用していただける公園づくりに努めてまいります。 最後に町営住宅の建て替え事業です。 篠隈団地建て替え第１期工事は、平成２５年度に完了いたしました。現在、旧篠隈団地の解体工事を行っており、２期工事着手に向けた環境整備は順調に進捗をいたしておりますので、新年度予算成立後には、国庫補助の満額内示が前提となるわけでございますけれども、年度当初早々の工事発注を予定をいたしております。 それでは、都市計画課の歳出予算の説明を行います。 予算書は８０ページでございます。 都市計画課の予算は、７款４項都市計画費の全目と、同款５項住宅費の全目です。 それでは、７款４項１目都市計画総務費から、順次ご説明をいたします。 ７款４項１目都市計画総務費には、前年度と比較して、３４，２３０千円増の７６８，５８４千円を計上いたしております。 増額の主な要因は、１５節工事請負費１２，４７３千円の増、１９節負担金補助及び交付金の説明欄の最上段に記載しております木造戸建住宅耐震化事業補助金として６，０００千円を新規に計上することと、次のページの一番上になりますが、２８節繰越金の特別会計への繰出額を昨年度よりも２４，０００千円余を増額したことによるものでございます。 次に、主な予算内容について、ご説明を申し上げます。 １節報酬は、都市計画審議会委員報酬です。 それと、２節の給料から４節の共済費は、職員給与関係の予算ですので、説明は省かせていただきます。 ９節の旅費の研修旅費です。 研修旅費に、職員の県外研修費２件分を含む、前年度比１３６千円増の１７０千円を計上いたしております。 また、費用弁償の２８８千円は、２３年度から取り組んでいる西田地区住環境整備事業に係るまちづくり推進委員会開催時の費用弁償を計上いたしております。 １３節委託料は、西田地区まちづくり推進委員会運営業務委託費として３，９３２千円を計上いたしております。 この業務委託は、２２年度に実施した西田地区住環境整備事業基礎調査に基づきまして、地区ではまちづくり推進委員会を組織して、ワークショップや検討委員会開催を重ねながら、小規模住宅地区改良事業の実施に向けた地区の問題点などの洗い出しを行い、地域住民主導で先進的なまちづくり事業に取り組んでいるものです。 町では、地区住民が主体となって取り組んでいる、このまちづくり事業に、２６年度においても支援を行おうとするものでございます。 次に、１５節です。工事請負費１２，４７３千円は、四三嶋企業誘致ゾーンへのアクセス道路であります松の木・城山線の道路改良工事費で、延長が８０ｍの拡幅、盛り土工事費を計上いたしております。
--	---

	この工事は、用地交渉時において、係争中であったため、1筆の土地所有者が、その後確定したために、23年度に繰越明許費から買収した案件でございます、町全体事業費の優先度の関係等から、24年度からこれまで、事業の繰り延べを行っていた事業費で、26年度に計上をさせていただいております。 19節です。負担金補助及び交付金の6,217千円のうち、木造戸建住宅耐震改修工事補助金6,000千円は、24年度に策定いたしました筑前町耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手した木造戸建住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助しようとするものです。 県では、今期議会に、木造戸建住宅の耐震改修推進事業の補助金制度の見直し案を上程中でございます、県方針が決定後に、町の工事費補助金交付要綱を策定する予定でございます。 28節操出金のうち、都市計画課関係分は、工業用地造成事業特別会計操出金で、当該特別会計事業費として1,581千円を一般会計から繰り出すことにいたしております。 続いて、2目公園費について、ご説明をいたします。 都市公園のうち町が設置した公園の管理費と併せて、道路の沿線の緑地や草場川沿いの桜並木などの管理費といたしまして、48,509千円を計上いたしております。前年度と比較して、9,296千円の増額、率で123.7%となっております。 増額の主な要因は、11節需用費の修繕料に400千円を増額、13節委託料の公園遊具定期点検業務費として、隔年で予算計上いたしておりますが、644千円を計上いたしております。 また、15節工事請負費に、昨年度より7,360千円余を増額して、14,139千円を計上したことによるものでございます。 その他の各節に計上する予算は、町民の皆様が安心して快適に公園を利用いただくために必要な公園の維持管理費として、25年度の予算執行見込額を基礎に計上をいたしました金額でございます。 それでは、主な予算内容について、ご説明を申し上げます。 11節です。需用費には6,776千円を計上いたしております。 修繕料につきましては、24年度の決算額及び25年度の予算執行額をもとに、前年度よりも400千円を増額して、1,900千円を計上いたしておりますが、その他の項目につきましては、25年度とほぼ同額を計上いたしております。 次に、12節です。役務費の通信運搬費は、ふれあいファームの機械警備、通信の電話料でございます。 手数料は、例年どおりに曾根田親水公園、炭焼ため池公園と三箇山地区の展望広場のし尿汲み取り料でございますけれども、その他に26年度は、朝日公園と篠隈新道公園の樹木剪定手数料といたしまして、270千円を加えて709千円を計上いたしております。 次に、13節です。13節の委託料でございますが、昨年度よりも1,495千円増の23,613千円を計上いたしております。 説明欄の公園遊具定期点検業務費644千円は、隔年で予算計上を行っておりますが、その他の都市公園他維持管理費から一番下の土木CAD保守管理委託料まで、説明欄に記載する項目、金額ともに25年度決算見込額と業者からの見積額を基礎に、必要な予算を試算して計上いたしておりますところでございます。 15節でございます。15節工事費には、14,139千円を計上いたしております。前年度と比較して7,363千円の増額です。 内訳といたしましては、三輪それり公園の遊歩道改修工事費6,000千円余の他に、公園全体で10カ所の改修工事を予定をいたしております。
--	--

	一番下に上げております26年度の水道設置工事は、歴史の里公園の水道増設工事を、予定をいたしております。 82ページをお開きください。 次に、3目の国交省公園事業には337,187千円を計上いたしております。前年度より28,139千円の減額です。 25年度は、新たに公園計画地内に露見した小隈古窯跡群関連遺構の保存方法等の検討等に時間を要したために、当初予算計上額の約半分190,000千円を26年度に繰り越さざるを得なくなりました。一部工事については、26年度に計画している工事と並行して施工するということになると思っております。 それでは、主な予算内容について、ご説明を申し上げます。 13節です。委託料には境界復元等の測量業務委託料と工事施工管理委託料の計といたしまして、15,905千円を計上いたしております。 15節工事請負費には、昨年度よりも33,687千円を減額して、318,484千円を計上いたしております。 工種といたしましては、園路広場整備工事といたしまして、パークゴルフ場、原っぱ広場、健康広場、休養施設と植栽工事の他にも多目的広場の舗装工事や街路灯の他、電気設備工事や遊具設備工事等を予定をいたしております。 26年度に国庫交付金が予定どおり交付され、予定どおりに工事発注ができれば、27年の3月までには、小隈・大坪線、それと北側にあります第2駐車場等の表層舗装工事まで完了させる予定でございます。 この時点になりますれば、野球場、管理棟、メイン駐車場や夜間照明等の設備は除きますが、除いてのおおよその公園外観を、町民の皆様を感じ取っていただけるような状況にまで仕上げておるということで、想定をいたしております。 次に、7款5項1目住宅費です。 住宅管理費には30,244千円を計上いたしております。前年度と比較して9,075千円の増額、率で142.8%となっております。 増額の主な要因は、11節需用費の修繕料に2,000千円増額、13節の委託料、測量設計委託料といたしまして、1,290千円余を新たに計上、また、15節工事請負費に、昨年度よりも約5,000千円を増額して、8,727千円を計上したこと等によるものでございます。 その他の節におきましては、4項2目の公園費と同様に、いずれの説に計上する予算も町営住宅を維持管理するために必要な予算措置でございまして、昨年度とほぼ同額を計上させていただいております。 それでは、主な予算内容について、ご説明を申し上げます。 1節の報酬は、町営住宅23団地でございますが、その管理人報酬でございます。 11節需用費には、8,924千円を計上いたしております。 内訳といたしましては、修繕料は例年4,000千円を当初予算に計上して、修理必要性の状況等を勘案しながら、不足額は予算補正で対応してまいりましたけれども、本年度は当初予算に6,000千円の計上をお願いしております。 その他につきましては、説明欄に記載する項目ごとに、昨年度予算と同額またはほぼ同額を計上いたしております。 12節役務費のうち手数料の415千円は、団地内空地の除草、剪定に要する費用でございます。 政策空き家等で、空き地がかなり増えて来ておりますので、その分を計上させていただいております。 13節です。委託料には前年度よりも710千円余を増額いたしまして、8,789千円を計上いたしております。
--	---

	各委託料は、説明欄に記載しておりますように、項目ごとに25年度決算見込額から必要な予算額を試算して計上いたしておりますが、篠隈団地第1期工事完了に伴うエレベーターの保守料と消防施設等の点検委託料の増を見込んでおるところでございます。 その他、測量設計委託料は、新太刀洗団地横に併設する駐車場約4,300㎡ございますが、これの舗装整備をするための測量設計委託料といたしまして、1,296千円を計上いたしております。 14節使用料及び賃借料は、営繕工事積算基準等単価表の著作権料といたしまして、114千円を新たに計上する。他につきましては、各項目ごとに25年度決算見込額から必要な予算額を試算して、1,327千円を計上いたしておるところでございます。 15節工事請負費です。次のページになります。 工事請負費には、補修工事といたしまして、昨年と同額の2,400千円。その他工事請負費ということで、空き家解体の工事、マクリ団地の2件を予定しております。それから、外壁塗装工事、朝園団地の外壁の塗り替えを予定をいたしております。それから、一番上になりますけど、野田団地の上水道接続工事ということで、計で8,727千円を計上いたしております。 18節です。備品購入費の67千円は、草刈機購入を予定をいたしております。それから、22節補償補填及び賠償金は、解体予定のマクリ団地から他団地への、政策的に移転誘導を行う際の移転補償費、基本的には引っ越し代になりますけれども、これを2世帯分280千円を計上いたしております。 最後に23節償還金利子及び割引料の30千円は、会計処理上すでに確定した決算額から還付処理ができないために、現年度予算から過誤納金として還付するための予算です。 具体的には旧年度に納めていただいた家賃をさかのぼって還付する必要があるが生じた場合等が、これに該当すると考えております。 次に、7款5項2目住宅建設費です。283,933千円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、135,158千円の増額で、率で190.8%となっております。これは、11節の需用費から22節の補償補填及び賠償金に計上する各予算金額につきましては、24年度、25年度の2カ年事業で取り組んでまいりました篠隈団地第1期工事に引き続いて施工を予定しております篠隈団地第2期工事に要する予算措置でございます。年度内の完成を目指しておるところでございます。 以上で、都市計画関係の歳出予算の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の80ページです。 土木費、1目都市計画総務費の中の9節、13節に係る西田地区のまちづくり推進委員会に関してなんですが、西田地区の住民の方は、すべての住民の方が、建て替えにOKを出したんでしょうか、お尋ねします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	現在ですね、まちづくり委員会を通じて行っておるわけです。 そして、ワークショップを9回程度開催をいたしておりますが、多くの方に参加をいただいております。 基本的な部分についてはですね、もう当然了解できておるわけでございますけれども、まだ、個々の部分については、個別に詰めなければならないという案件もあるというふうに理解をいたしております。

委員長	河内委員
河内委員	この事業については、そこに住んであるすべての住民の方が、建て替えにOKをしなければ、事業が進められないというふうな説明を、前、課長にさせていただいたんですけども。1軒でもあったら、進められないんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	まず、最初に、計画区域の設定が必要になってまいります。計画区域につきましてはですね、不良住宅が15戸以上ということで、その15戸以上が、事業地区の戸数の2分の1以上を超えるということになっております。 基本的にはですね、道とか、あるいは河川等で区切った成型の形での事業地区を設定しておるわけでございますけれども、西田地区におきましてもですね、中心の集落があります。あるいはちょっと離れてですね、数軒ずつ建っておるところもございます。 そこ全体を工事区域というわけには、事業区域というわけにはいきませんので、一番条件の悪いということから設定しております住宅の中心部ですね、そこを中心とした中での事業設定をいたしておりますので、ただ、工事の中にはですね、公園をつくったり、あるいは集会所をつくったりとかいう、あるいは道を広げたりとか、そういうふうな事業計画しておりますので、そういうことにつきましてはですね、皆さん方全員の了解も必要であろうかというふうに考えております。
委員長	福本委員
福本委員	予算書81ページの13節委託料というところで、都市公園の維持管理ということで、公園がある以上は、維持管理というのはもちろん続くわけですが、例えば、朝日公園であればですね、地元とどういった管理について約束、いわゆる地元が手を差し伸べる部分ですね、そういった何か地元と相談された維持管理の部分でですね、維持管理をされた部分の中身が分かりましたなら、教えていただきたいと思います。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 朝日公園についてということでございますので、例えばということでございますので、私のほうも例えばの話で、その部分について答えさせていただきたいと思っておりますけれども。 朝日公園をつくる際にはですね、その時点に、どういうふうな公園をつくったらいいか、あるいはどういうふうな管理体制をとることができるのかとか、ワークショップを何回も重ねてですね、その後の管理体制についても、検討しております。 地元とはですね、管理協定を結んでおりまして、簡易な草刈等については、地元のほうでしていただく。トイレ等の清掃も含めましてですね、やっていただくということで、協定を結んでおります。 ただ、大きな木がございますので、そういう部分とか施設の修繕等につきましては、当然町のほうで行うということで協定しております。
委員長	福本委員
福本委員	私の二地区においてもですね、グラウンド周辺が、山の斜面に位置するんですけど、地元でいわゆる植木の、大きかろうが小さかろうがですね、地元で対応して、町には一切ご迷惑かけてないというか、そういう状況ですけど、やはり今後、都市公園と言いながらもですね、なにかやっぱり地元で、やっぱりできる範囲内とかいうのは、やっぱり最初にきちっと協定をですね、管理協定とか、そういったものをですね、少しは協力していただくという、やはり今後公園は、追加的に増設と、そういうことであればですね、そういうことを努力をしていくべきではないかなというふうに思うわけ

	です。 と申しますのも、多目的運動公園の維持管理も、完成の暁には、今後相当経費がかかるだろうと思いますしですね、おそらく多目的運動公園の維持管理費と、イコールその筑前町の公園管理費が匹敵するぐらいの割合になるんじゃないかなろうかというふうに、ちょっと危惧しておりますので、やはり今後とも努力をお願いしたいと思います。以上です。
委員長	回答はいいですかね。 (「はい、いいです。」の声あり) 川上委員
川上委員	81ページの操出金のことにつきまして、お聞きします。これは、財政課長のほうにお聞きしたいと思うんですが。 どこかで聞かないかなということでは思っておりましたので、今回は都市計画のほうですね、水道事業の特別会計へ6億8,500万と、2,400万の増ということで、今お聞きしたんですが。 毎年、当初予算の中で、操出金が大体今までは14億から15億ぐらい出ておったと思います。 それで、私も、今年の、この26年度の予算、どのくらい一般会計からの操出金があるのかなと計算したら12億ぐらいしか探しきらなかったんですが、今年の操出金は大体、総操出金はどのくらいになっているんでしょうか。
委員長	財政課長
財政課長	後で調べてお答えしたいと思います。
委員長	川上委員
川上委員	この一般会計からですね、当初予算110数億出るんですが、この一般会計からの操出金、それから起債の償還金、これで大体30億ぐらいなるのかなと、なるわけですね。 そうしますと、当初予算の2割強がですね、この2つで終わるということで、もうこれは当然、必要な費用ではあるんですが、この一般会計からですね、健康課はまだ、今回は特別操出金は計算に入れとらんということで、さっきお聞きしたんですが。 やはりこれの今後のですね、この一般会計からの操出金が、今後どのような方向性になるのか、どのように課長として捉えてあるのか、どんどんまた増えてきますよとなるのかですね、その考え方をお聞きします。
委員長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 上下水道につきましては、大体水道も、事業部分については、先が大体見えておるという部分がございます。 あと問題は、福祉関係ですね、国保の部分が、現在法定外については、当初予算上では計上しておりませんが、一応財政計画上は、1億円は一応予定をしております。 それ以上については、もう、繰り出しをしないという考え方でおりますので、そういった部分につきましては、ひとつの歯止めはかけておりますので、これから大きく増えるという可能性はないんじゃないかなろうかとは思っております。以上でございます。 それから、先ほど質問がございました平成26年度の操出金の総額でございますけれども、14億1千万で、一応全部の事業のですね、トータルはなるようでございます。以上でございます。
委員長	川上委員
川上委員	私、こちら12億ぐらいしか探しきらなかったんですが、できたらですね、や

	はり操出金がこれだけですよという、よかったらひとつ明細を出していただきたいなと。 やはり1つ1つではですね、ちょっと、ほんと繰り出しは今年はどのくらいあるのかということも、そういうことで、私も計算したんですが、分からなかったんですが。ありました。すみません。
委員長	この予算概要資料の34ページと35ページに書いてあります。 35ページに、今、財政課長が言った性質別の集計表が出ています。
川上委員	合計載っていますね。すみません。失礼しました。 じゃあ、分かりました。
委員長	梅田委員
梅田委員	予算書の82ページですけれども、7款5項1目の委託料、測量設計委託料ということで、新大刀洗団地という説明でございました。ここを舗装するということだったんですけれども、何台分を予定なさっているのか、実際舗装はいつから取りかかるのか、お尋ねします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	甘鉄の駅と新大刀洗団地の間にある、あの広々とした土地の件なんですけれどもですね。 町営住宅の駐車場としてもあそこは利用しておりますので、町営住宅分としては、入居者は60名、60戸、それと外来用ということで、63台を計画いたしております。 他につきましては、大刀洗平和記念館の臨時的駐車場も兼ねておりますので、大型車がどのくらい入るかとか、そこ辺のところは、今から設計の段階で詰めていかなければならないということで考えておりますが、これにつきましてはですね、横に町営住宅があるということで、町営住宅の駐車場を利用しているということで、この住宅管理費の中に予算計上させていただいておりますけれども、企画課のほうとも調整して、実施、いつするからということについてはですね、検討していかなければならないということで考えております。
委員長	梅田委員
梅田委員	大刀洗記念館の駐車場としても活用していきたいという、そういったこともお考えになっての舗装工事ということで、若干納得いたしました。 それで、やはり住宅にお住まいの方が60戸ということで、一応整備されるわけですから、やっぱりこの平和記念館来館者との乗り入れ、事故のないように整備をして、出入口とかですね、やはり必要じゃないかと思いますし、議案の中にですね、今度大型車、貸し切りバス等が出入りが不便だからということで、整備するというふうな説明も受けておりましたものですから、聞いてみたんですけれども。 ぜひ、十分企画と協議なさってですね、乗り入れもやりやすいような方向で検討していただきたいということを申し上げさせていただきます。
委員長	石丸委員
石丸委員	予算書の83ページ、15節工事請負費、ここにですね、町営住宅上水道接続工事というのがありますが、先ほど、私初めて聞いたんですが、先ほど課長のほうから、この件は野田団地ということですね、野田団地。 ここは現在、政策家賃が取られておるわけですね、今後入居者が新たに入るということはない住宅なんです、だと思えますが。 という住宅だと思うんですが、これから何年そこに住まわれるか、というのは分かりませんが、上水道接続工事の問題もありますが、それ以上に大きな問題があると思うんですね、この住宅については、野田団地については。

	そういうところに、新たにまた接続工事、しなければならぬということであれば そうでしょうけども。野田団地に限らずですね、森山にもありますし、政策家賃で、 もう今後は要らないという住宅があります。それから、野町もありますけれども。 そこら辺は、今後どういうふうに考えておるのか。接続工事だけでなくでですね、 これから、そもそも野田団地なのというのは、相当古い住宅でもありますし、それだ けに修理とか、そういうのも非常にかかってくると思うんですね。 そこら辺、ここであんまり私も詳しく言いたくないんですが、そこら辺の解決をし ていただかないと、これからいろいろ修理費なり何なりというのが、非常にかかっ てくるんじゃないかという危惧をしておるわけですね。 これに対する回答というのは簡単にできないかとは思いますが、そこら辺はどのよ うに把握をされて、この上水道の接続工事をしようと考えたのか。そこら辺でも結構 です。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 公営住宅につきましてもですね、上下水道の整備ということで、今、新しく建てて おる分についても、当然、上下水道を引いておるわけでございます。 今、申し上げました分ですね、野田1団地のほう、二戸一団地のほうを今度計画 をいたしております。野田1、2 ございますですね。
石丸委員	386から左側ですね、どこの場所を言っとるんですか、この野田団地というのは。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	説明が足らんで申しわけございません。 野田1のほうはですね、二戸一の住宅になっておる分でございます、野田2のほう がですね、(かんぴら) の住居の分です。もちろん道の上ですけども。 今度計画しておりますのは、その二戸一住宅の野田1団地のほう、こちらのほうを 計画をいたしております。 当然、住民の方にも説明をして、水道料金がかかる旨の、事前の説明はいたしてお るところでございます。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	すみません。私、野田1、2と言われても、ちょっと場所ができないわけですが。 私が言っているところは、本来でしたら井出団地ができたわけですから、本来はそ こに移ってもらわないかん、その場所のことを言っておるわけです。その場所のこ と。その上水道の接続をするんですかということですよ。 そこじゃないんですね、はい、分かりました。
委 員 長	久保委員
久保委員	ページが80ページの都市計画ですね。19節の負担金及び交付金の中でですね、 今度新規に住宅改修工事補助金600万が計上されております。 南海トラフ等の大地震が懸念される中で、いい企画だなと思っております。 また、これを補助を受けるには、かなり説明が必要じゃないかな。あくまでも古い 木造住宅を改造するだけではでない。やっぱり耐震の目的がないといけない。 こういうことをですね、やっぱりある程度説明をしっかりと、申込みにみ えた方が、窓口でぱっとけられるとかいうことが考えられます。 そういうふうな啓発的なことを、どのように考えてあるのか、お聞かせをお願いし ます。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	前段で説明申し上げましたようにですね、今までも県が、この補助制度を持ってお ったわけですけども、今議会におきましてですね、県の議会です。県議会で、この

	耐震の補助制度をですね、見直しの提案がなされておるということで聞いております。それに合わせまして、町のほうもですね、補助金要綱等を策定したいということで考えておりますけれども。 耐震促進計画の中にもですね、これの啓発ということは大きな項目として上げておりますので、形が決まりましたらですね、十分に説明をして、申請者に間違いがないように取り扱いを行っていききたいというふうに考えております。
委員長	久保委員
久保委員	建物の改修工事というのは、内需拡大にも繋がる、金額的にもその範囲のですね、地元企業の潤うようないい企画でございますので、ぜひお願い申し上げます。 太陽光発電がありましたね、700万。26年度はさらに700万を追加して、1,400万の予定ですね。 今回、この600万、申し込みが多くて足りない場合は、補正の考え等があるのか、お聞かせをお願いいたします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	今ですね、なかなかうちのほうも取りかかりが遅いということのお叱りも、全員協議会の中でも受けておったところでございますけれども。 今、この市町村で補助を行っておる、県内で行っておる市町村がですね、11市町でございます。他にですね、今までも県のほうで対応しておったということで、ご説明申し上げましたけれども。 全県下ですね、平成23年度が150、平成24年度が198、平成25年度が250件ということで、全体的な戸数も少ないわけでございます。 それに合わせたというわけではございませんけれども、それから類推いたしまして、本町の分600万を、総事業費600万ということで上げております。 あとの補正等につきましてはですね、現状であれば、全県下この程度であるということの、全体数からすれば、実際、これだけの申し込みがあるかどうかということも心配しておりますし、ぜひやってもらいたいということで思っております。
委員長	久保委員
久保委員	想定的にですね、大体このくらいだろうということで、予算化されておると思いますが。 いい企画でございますので、もし申し込みが多くて足りないようなことがあれば、ぜひ、補正をかけてでも活性を図っていただきたいと思います。
委員長	河内委員
河内委員	2点あります。 今、久保委員のおっしゃっていた耐震促進計画に基づいた補助なんですけど、木造戸建住宅耐震改修工事補助金、大体1件当たりどの程度の補助をされる予定なのか。 それと、先ほど石丸委員の質問の中にもありましたが、26年度中に篠隈の第2期工事を完成させたいということでした。早期に完成は願っているところですが。 その中に移る、今、福島住宅に住んでいる方で、残られる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	耐震改修補助につきましては、総額600万を予定いたしております。 11市町が県内で行っておるということで申し上げましたけれども、60万から3分の2程度を補助するというような形であっておりますして、限度額も60万から全体の3分の2、そして大体60万から80万程度ということで思っておりますので、うちもその程度をねらって予算化をしておるところでございます。 それから、福島団地については、事前に入居いただく、今の福島団地の入居者の方々

	につきましては、すでに2回ほど、移転についての説明を行っておりますけれども、今、把握しておるところでは、5戸の方がですね、5軒ですね、5軒の方がまだ態度を表明していないということで聞いておりますので、今から建築にあたっていきますけれども、その中では十分ですね、再度説明等を行いながら、ぜひ新しいほうに移っていただく手立てを考えていきたいと考えております。
委員長	河内委員
河内委員	それぞれ個々の事情はあるかと思いますが、せっかく町が新しい住宅を建てて、ずっと古いところに残っていたら、そこを跡地利用しようとしてもですね、なかなか進まないということがありますので、その辺、残っている5戸の方、また、今後東小田、松延の方に対してもですね、なるべく新しい住宅のほうに移っていただくように、力を尽くしていただきたいと思います。
委員長	田中委員
田中委員	資料のほうで申し上げます。 資料のですね、企業誘致関連道路整備事業ということでございます。1, 200万ほど上がっておりますけれども。 現在の工業団地、四三嶋工業団地だと思いますけれども、現在はどうなっているのかということと、誰も進出しないところに、またお金をかけるというのはどうかなと思っておりますけれども。その状況をお話してください。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	1点目でございます。 マルヤス工業と、それから多田精機が土地を購入し、多田精機については工場が建て、操業を開始しておるという状況でございますが、マルヤス工業につきましては、1月に副町長と私とで、岡崎の本社のほうにまで出向きましてですね、状況確認をしてきたところでございますが、状況は非常に厳しいという状況には変わりはありませんでした。 しかしながら、そうは申しましてですね、2haからの土地をですね、あのままにしておくわけにはいきません。 町としては、企業誘致に伴う雇用拡大、そして、それに基づく町の振興を目指して、工業団地を設定したところでございますので、今後もまた新たな取り組みをやりたいというふうに考えております。 それから、他の部分につきましてもですね、他の土地7ha余ございますけれども、そこにつきましても、1、2の企業からの打診はあっております。それに向けてのですね、取り組みも今、行っておるところでございます。 それから、2点目の件でございますけれども、予算の説明の中でも申し上げましたけれども、ちょうど朝倉生コンの南側になりますね。上のほうになる1筆の土地がございまして、そこも23年度ぐらいから道路の拡張計画を行って来ておったわけでございますけれども。その部分が係争中であつたため、所有者の確定ができなかったということで、やっと確定ができたということでございましたけれども、なかなかですね、町の総事業の優先順位等で先送りをしておった分でございますけれども。 土地は取得しておりますので、ぜひ、小さい、短い80m程度の工事でありますけれども、町の、小郡市とのちょうど境の部分になるんですけれども、計画しておった分についてはですね、ぜひ、工事を施工させていただきたいというふうに考えておるところでございます。
委員長	田中委員
田中委員	これは、お尋ねになると思います。 実際ですね、マルヤスさんの工場誘致というのができない限り、新たな誘致という

	のできるものか、できないものか、進められるか、進められないのか、農振除外等関係がいろいろあるかと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 21年の12月だったと思いますけれども、農振関係の法が改正されまして、22年度から運用されております。 その中にはですね、土地の一段の中断を、どれだけを一段とみなすかということの改定もあっておりまして、ちょうど多田精機がその境目のときであったということで、私も理解をしておるところでございますけれども。非常に難しい状況にあるということでは聞いておりますけれども、農業委員会あるいは県の担当課ともですね、十分に話を詰めながらですね、前向きな検討をさせていただきたいというふうに思っております。
委 員 長	田中委員
田中委員	ですから、検討は検討ですけれども、来たい業種の方がいらっしゃる中でですね、町がはっきりとしたことを示さない限り、だめじゃないかなと思っています。 マルヤスさんに関してもですね、進出しないのであれば、買い取りを希望したりとかですね、そういう強い姿勢を望みがあるわけでございますが、その点いかがでしょうか。
委 員 長	副町長
副 町 長	お答えいたします。 マルヤスの件につきましては、一応、さきほど課長が申しましたように、1月中旬ごろ本社に行ってですね、町の意向を十分に伝えて来ております。 町もかなり税を投資してですね、このようにやったんだというふうなことを理解してくれと。それができないならば、買い取りも、買い戻しですかね、買い戻しをする気持ちもあると、いうふうなことは相手方に伝えております。 また、この議会が終わってですね、今回も、次の議会でもこういうお話が出ると思うので、再度またお願いに行きますというふうなことはですね、相手方には伝えております。 だから、うちのほうもですね、やっぱりあそこが埋まらないとですね、非常に、なかなか進めにくい面もございます。 しかしながら、先ほど課長が申しましたように、農振法の改正がありまして、かなり厳しいですね、農振除外、こういうのが出されております。 しかしながら、何とか前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。
委 員 長	河内委員
河内委員	ちょっと数字をお尋ねしたいんですけども。 今の田中委員のところです。80ページの15節工事請負費12,473千円、資料のほうは12,625千円になっていますが、この差はどこに入っているのかというのと、あと町営住宅の水道接続事業です。83ページ、15節工事請負費、一番上ですね。2,675千円。資料のほうは3,471千円になってますが、この説明をお願いします。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	都市計画課で積算した金額は、予算書に掲載しておる金額のとおりでございます。説明資料のほうのチェックが甘かったのならば、お詫びを申し上げますが、数値は予算書のとおりでございます
委 員 長	河内委員

河内委員	そしたら、資料のほうを訂正されるということですか。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	資料のほうにはですね、工事費の他に旅費とかもですね、旅費関係で、名古屋に、今、副町長が申し上げました、名古屋の出張の分もですね、予算計上をさせていただいております。それも含めて企業誘致関係ということで上げておるようでございますので、ご理解ください。
委員長	河内委員
河内委員	じゃあ、上水道接続工事のほうは、どうなっているんでしょうか。
委員長	河内委員、ページ数を言っていただけますでしょうか。 河内委員
河内委員	８３ページ、資料が２８ページです。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	これも工事費だけではございませんで、役務費、水道管理手数料６万、１８千円、それから負担金補助、水道加入金等も入って、工事費も入ってということの合計額を、資料のほうに上げておるようでございます。
委員長	河内委員
河内委員	上水道のほうですが、水道加入役務費と、あと何かおっしゃいましたけど、その合計が７９６千円ということですか。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	そのとおりでございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これで、都市計画課を終わります。
休憩	
委員長	ここで、休憩します。 １１時から再開いたします。 （１０；４９）
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１１：００）
委員長	教育課の予算説明を求めます。 教育課長
教育課長	教育課から予算書についての説明を行います。 まず、最初に５０ページをお開きください。 ２款５項５目学校基本調査費でございますが、昨年と同額の１５千円を計上しております。毎年５月１日現在の幼稚園、小中学校の園児、児童・生徒数及び教職員数の法定調査でございまして、地方交付税の算定における基礎資料となるものでございます。 続きまして、６２ページをお願いいたします。 ３款２項１目児童福祉総務費の中で、教育課の予算としまして、こども未来館の日常的な維持管理に伴う費用を３，２９９千円計上いたしております。 主なものは、１１節の光熱水費、修繕料、及び１３節の委託料の中で、清掃委託料と警備委託料が主なものでございます。 続きまして、８６ページをお願いいたします。 ９款教育費の説明をいたします。 ９款１項１目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に要する経費として、２，６５８千円を計上しております。

	2目事務局費では、176,946千円を計上しています。教育長、教育課職員、ALT等の人件費と、13節の委託料、18節の備品購入費が主なものでございます。 88ページをお願いいたします。 13節委託料で、南部地区の児童通学利用のための南部路線バス委託料5,408千円と、三箇山地区児童・生徒通学のためのスクールバス代替タクシー委託料2,400千円を計上しています。 南部路線バスのバス停を2カ所増設したことによりまして、昨年より208千円増額となっています。 同じく委託料で、小学校社会科地域副読本編集委託料2,386千円については、平成24年度に刊行しました副読本「私たちの筑前」を3年ごとに改訂し、27年度から使用するための編集経費でございます。 ホームページ管理更新委託料908千円につきましては、各小中学校と教育委員会のホームページに最新の情報を掲載するための委託料でございます。 89ページをお願いいたします。 18節の備品購入費の小中学校パソコン購入費54,000千円につきましては、教職員用パソコンのインターネット使用上のセキュリティソフトの保証期限切れによるXP問題と併せて、経年劣化による更新のため、175台のパソコンを入れ替える費用と、先生方の多忙感を解消するための公務支援ソフトの導入のための費用でございます。 なお、財源につきましては、国のIT化に向けた環境整備4カ年計画、平成26年度から29年度まででございますが、この計画に基づき、地方交付税措置が講じられることになっております。 また、学校備品購入費1,469千円につきましては、各学校において、行事等に活用しているランチルームに、国旗、町旗、校旗を形容するための、パネル式の旗の作成費842千円と、各学校のプールの底を自動で掃除する無人プール掃除機1台の購入費627千円でございます。 22節の賠償金につきましては、学校保健であります日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金で、昨年と同額の5,000千円を計上しています。25年度においては、26年2月末までの発生件数は221件で、3,776千円の給付を行っております。 90ページをお願いいたします。 3目私立学校振興費として、65,356千円を計上しております。これは、私立幼稚園の就園奨励費補助金63,726千円と、私立幼稚園への補助金1,630千円であります。 就園奨励費補助金につきましては、国から示された単価により計上していますが、国は、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基盤を培う重要なものであり、すべての子どもに質の高い幼児教育を補償するため、幼児教育に係る保護費負担を軽減し、無償化に段階的に取り組むとしており、平成26年度については、幼稚園と保育所の負担の平準化を図ることとし、幼稚園就園奨励費補助において、低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行うために給付基準が変更され、昨年より18,495千円の増額となっています。 なお、所要経費の一部を国が補助することになっていまして、基準補助は3分の1以内となっておりますが、実質補助率は20.3%となっております。 次に、各学校の支出について、説明いたします。 各学校とも、目的によって学校管理費、教育振興費に分けて予算化しております。 学校管理費では、学校管理に必要な維持管理費の他、図書司書業務委託料、用務員業務委託料、給食調理業務委託料などを計上しています。
--	--

	教育振興費については、町単独で配置する特別支援教育支援員や常勤講師の賃金、教材費や学校給食牛乳代補助、修学援助費などを計上しています。 また、コミュニティスクールの国の補助が終了したため、学校運営協議会委員の謝金や費用弁償を、ここに計上しています。 なお、25年度から通級指導教室を三輪小学校に開設したため、三輪小学校の中に通級指導教室費として目を設けています。 各学校の26年度予算につきましては、財政から示されました配当予算により、各学校の予算のバランスを考慮し、編成をしたところです。 改めて90ページをお願いいたします。 初めに、三並小学校費の説明をいたします。 1目学校管理費として21,453千円を計上しています。前年度より1,900千円の増となっています。 増額の主な理由としましては、11節需用費のプール循環ろ過装置修繕料1,315千円と、遊具等の緊急修繕などによる増でございます。 91ページをお願いいたします。 2目教育振興費として5,470千円を計上しております。昨年より179千円の増となっています。これは、コミュニティスクール関係予算の計上によるものです。 92ページです。 次は、3項中牟田小学校費でございます。 1目学校管理費として30,793千円を計上しております。昨年度より4,339千円の減となっています。 主な理由としては、町雇いの栄養士を引き上げ、県費の栄養教諭を兼務させることによる減でございます。 93ページをお願いいたします。 2目教育振興費では11,451千円を計上しています。前年度より1,620千円の増となっています。これもコミュニティスクール関係、扶助費の増によるものでございます。 94ページをお願いいたします。 次に、4項東小田小学校費に入ります。 1目学校管理費として39,538千円を計上しています。昨年度より959千円の増となっています。 96ページをお願いいたします。 96ページの15節工事請負費の小工事1,502千円については、多目的ホールのサッシ取り換え工事、手すり取り付け工事費等でございます。 2目教育振興費では、12,204千円を計上しています。前年度より1,381千円の減となっています。 主な理由としまして、14節使用料及び賃借料の教育用パソコンのリース期間満了により減額となったものです。 97ページをお願いします。 次に、5項三輪小学校費に入ります。 1目学校管理費として49,397千円を計上いたしております。前年度より1,706千円の増額となっています。 増額の主な理由は、98ページ、15節工事請負費の非常用階段の補修工事費1,242千円によるものでございます。 98ページです。 教育振興費で20,074千円を計上いたしております。前年度より2,198千円の増となっています。これは、体の不自由な子が新1年生として入学を予定されてお
--	--

	るため、特別教育支援員をですね、1名増員することによる増でございます。 99ページ、4目通級指導教室費として、410千円計上いたしています。前年度より5,260千円の減額となっています。これは、昨年、万一県からの県費負担等ができなかった場合のために、常勤講師の賃金を計上していたもので、県費負担教員の配置があったため、不用となったための減でございます。 99ページです。 6項夜須中学校費でございます。 1目学校管理費として82,273千円を予算計上しています。前年度より2,906千円の減額となっています。これは、中牟田小学校と同じように、町雇いの栄養士を引き上げ、県費の栄養教諭を兼務させることなどによる減、2,003千円と、昨年行いました体育館周辺の雨水路や舗装補修の小工事費868千円の減でございます。 101ページをお願いいたします。 教育振興費で、25,130千円を計上いたしております。前年度より7,642千円の増となっています。これは、中1ギャップと学力向上対応の常勤講師を1名配置することによる賃金5,052千円の増と、特別支援教室が3クラスになるため、特別教育支援員を1名増員するための賃金の増によるものです。 102ページをお願いいたします。 次に、7項三輪中学校費でございます。 1目学校管理費として37,988千円計上しています。前年度より669千円の増額となっています。 主な増額の理由は、103ページの15節工事請負費の増によるもので、内容は、グローバルホールのテーブルが移動しやすいように、キャスターを取り付けること、それと、グラウンド南側に放送設備を増設するものでございます。 同じく103ページ、2目の教育振興費として23,498千円を計上しています。前年度より7,132千円の増額となっています。これは、夜須中学校と同じで、中1ギャップと学力向上対応の常勤講師1名を配置することによる7節賃金の増と、104ページ、20節の扶助費の増によるものでございます。 次、111ページをお願いいたします。 9項文化財保護費でございます。 1目文化財保護総務費として、21,575千円を計上しています。 内訳として、文化財保護審議会や文化財整理事務所の管理費等の一般経費、町史編さん事業に要する経費、それと26年度に新規に取り組む歴史文化基本構想作成事業経費となっています。前年度対比7,197千円の増となっています。 増加の主な内訳は、8節の町史編さん執筆者に支払う町史原稿料5,800千円と、112ページ、13節委託料の歴史文化基本構想作成委託料2,500千円、18節の備品購入費の公用車購入費1,421千円が主なものです。 新規事業の歴史文化基本構想作成事業は、地域に存在する文化財を指定、未指定にかかわらず、幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存、活用するための構想であり、わが町が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものです。 そういうことで、平成26年度、27年度に基礎調査、資料整理、平成28年度に継続して資料整理、基本構想の作成ということで、一応3カ年かけて作成を行うものでございます。 事業費としましては、業務委託費及び委員会費等でございます。 委員会につきましては、外部専門委員会を開催予定しておりまして、大学教授等を4名でですね、構成を予定しております。
--	---

	112ページ、2目の埋蔵文化財調査費については、1,837千円を計上しています。ここでは、開発行為に伴う試掘調査費用について、計上しています。 14節の重機借上料が支出の主なもので、県から定額の補助がごぞいます。 113ページです。 3目文化財補助事業費では、20,741千円を計上しています。 財源としては、対象経費の50%が遺跡発掘調査費として国から補助されます。本年度は、東小田峰遺跡の報告書作成のための整理費用17,534千円と、朝倉古窯跡群の小隈遺跡の非破壊による方法の地中磁気探査による詳細調査費3,207千円を計上しています。 主なものは、7節の整理及び調査のための臨時職員の賃金と、13節の地中探査委託料などごぞいます。 次に、4目埋文調査受託事業費につきましては、開発用地等で、試掘調査により埋蔵文化財調査の必要が生じた場合の調査費用として、5,054千円を計上しています。 主なものは、発掘調査作業員の賃金と、13節の遺物写真及び遺物実測委託料、14節の重機借上料などごぞいます。財源は、すべて受託事業収入の文化財調査委託金ごぞいます。 それから、予算書9ページを開けていただきたいと思います。 9ページの第2表、債務負担行為について、簡単に説明をさせていただきます。 事項、筑前町史 印刷製本費、期間、平成26年度より平成27年度まで、限度額、10,887千円。これは、現在、編さん作業を行っています筑前町史について、発行予定を、平成27年10月1日としておりますが、印刷製本に約1年の期間を要することから、平成26年9月までに業者を決定し、契約締結をしなければなりません。印刷製本費の支払いは平成27年度になりますが、平成26年度に契約するため債務負担行為を行うものです。 限度額の10,887千円につきましては、1000ページの町史、1000部の印刷製本費で、内訳は、1部10,080円×1000部で10,080千円に消費税8%の806,400円を足して、10,886,400円を計上したものでごぞいます。 以上、教育課関係の予算につきまして、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 木村委員
木村委員	予算書の90ページ、9款2項1目、13節ですね。ここに最初に出てきますので、あれしたいんですが。 各小中学校費の委託料、樹木剪定委託料ですね。これについて、お尋ねいたします。 これは、以前より全協なり委員会でも意見させていただきましたけれども、各学校によってかなり差があるということで、確かに規模も違います。木の数も、樹木の数も違います。 内容を見ますと、東小田、中牟田、三並、この小学校3つ合せて742千円、それに対して、三輪小学校が1校で889千円、これは大きな差になっております。 三輪中と夜須中につきましても、三輪中より、約、夜須中のほうが400千円安いということですね。 前々年度と比べてみますと、三並小学校だけは40%ぐらいですね、増になっております。これは、何らかの原因があるかと思いますが。 これに後援会ですね、後援会の予算が夜須地区については補助が入っているかと、後援会からの補助が入った金額が、実際には使われておるのかと思いますが、その金額が、各学校分かれば、合せたところのですね、分かればお尋ねしたいと思います。

	そして、それを加味しましてもですね、やっぱりかなり差額があるということで、以前聞いたときは、高木であるとか寄附された樹木ですね、記念樹ですね、そういうのがありますので、差が出ますということなんですが、これが毎年毎年経費として出ていく部分、必ず出ていく部分でありまして、単年度で見ればそうないかもしれませんが、これが複数年度になればですね、かなり大きな金額になると思います。 その辺りをですね、今後どうしていかれるようにお考えなものか、お尋ねいたします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 以前にもですね、この件については、ご質問があったと思っております。 まず、基本的にですね、樹木の種類、低木、高木が理由ではございませんで、基本的に樹木の種類でございます。中身は何かと申しますと、松の木でございます。 三輪小学校、三輪中学校ともに、松の木の本数がかなりありまして、松の木の手入れにつきましては、毎年ですね、全部を行うものではなくて、ある程度制限をしながらですね、ただ放置をしますと良くないということでですね、松の手入れに費用がかかっておる理由でございます。 それから、後援会費の使用につきましては、ちょっとうちのほうでは把握をしておりません。 ただ、後援会費につきましては、基本的に、子どもたちのために使ってくださいというようなことで話しております。使われたかどうかにつきましては、調査をしないと、ちょっと分かりません。以上でございます。 すみません。それで今後どうされるのかという質問でございますけれど、現状のところですね、そういった形で、そういった樹木がある関係でですね、なるだけ経費面については、いろいろ業者の方をお願いしながら、節約はしていけないといけないと思っておりますけれど、今のところ、そういった形で毎年手入れをしなければならぬ、そういった種類の樹木があるということでございますので、ちょっと今のところ、今後どうしていくかということまではですね、今のところ考えておりませんが、経費の面の節約方法は、何か対策を考えなければならぬというふうには思っております。以上です。
委員長	木村委員
木村委員	後援会からの繰り入れにつきましてもですね、やっぱり実際にきちっと全体でどれだけかかるとするというのがですね、各学校ごとの、かかるとするのは、きちっと把握していただいたうえで、こういう予算組みをしていただくということが大事だと思いますので、これから、ぜひお願いしたいと思います。 これからの経費につきましてはですね、やっぱりいろんな諸事情が、1本1本に対してからんどうと思しますので、本当に本数をばさっと減らして、この委託料を減らすとかいうのも難しいと思いますが、ぜひ、前向きにですね。 十分、だから中牟田小学校、三並小学校とか、この委託料が少ない学校についてもですね、十分緑は足りたと思えます。しっかりとした環境が、いい環境が作られておると思えます。 そういうふうなことでですね、これから先、ぜひ減らすのを含めてですね、検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
委員長	福本委員
福本委員	資料の19ページで、このたび26年度に新たに取り組まれる中1ギャップの問題で、三輪中なり夜須中が取り入れられるということですが、いわゆる小学校から中学校に進学という形で、やはり不適應という子どもが、生徒がですね、発生する。いわ

	ゆる環境に適応できないと。 もちろん中学校は、教科ごとの先生による指導という、やはり環境が変わったということで、やはりそれについて行けない子どもたちが、結果として、やはり学校嫌いに繋がったり、不登校に繋がると。 そういったことを、やはり予防的に指導するという、狙いがあるだろうというふうに思います。 教育委員会としてですね、これはもう筑前町に限らず、全国的な対応がなされておるようですけど、まだ、現実取り組まれてない自治体も、教育委員会もあろうかと思えますけれども、筑前町の教育委員会としてですね、その先生だけで対応できるものか。おそらくですね、これは全員の先生がそういった認識を、やはり持ってもらおうということが大事ではないかなというふうに考えますが、その点、担当としてどういうふうに考えてありますか、お答えいただきたいと思います。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 理由の1つとしまして、中1ギャップというのを上げておりますが、今、議員が言われましたようにですね、環境の変化等による不適應とか、そういった部分も確かに中1ギャップの1つではございますけれど。 ここで、今回予算化をお願いしております部分につきましては、中学校に上がってですね、特に数学と英語について、その最初の躓きがですね、先ほど言われたような、不登校とかそういったところにならないようにということで、しかも学力向上の面からもですね、そういったところで、今回お願いをしておるところでございます。 この件につきましては、従来からですね、文科省のほうでも、少人数学級の推進ということで、定数の改正等もですね、文科省のほうでは計画があるわけでございますけれど。なかなか財政の関係もありましてですね、実現に至っていないというのが現状でございます。 本来でしたら、小学校1年生から中学校3年生までですね、35人学級の推進という中で、これも1つは解消できるものというふうに思っておりますけれど、現実的にはできないと。 その理由の1つの中に、全国的に見ますとですね、やはり国の施策を待てないという自治体もありまして、そういったところもですね、今回うちみたいな形で、やはり措置をしているということでございますが、基本的には町の財政の事情によってですね、子どもたちの教育が左右されるというのは、本来の姿ではないというふうに捉えております。 そういうことではございますけれど、喫緊の課題としてですね、やはり中学校に入ったときに、躓きを、そのまま躓いたままというのは、非常に問題があると。学校現場としても、そういう形でですね、少人数学級にしますと、1人では対応できませんけれど。そういった部分で、学力向上面の、そういった躓きもなくすということからですね、今回、こういう対応を取らせてもらっています。 それから、環境の変化等にする中1ギャップの環境変化につきましては、中学校のほうから出前授業等で、小学校に先生が行ってですね、6年生、5年生対象にですね、中学校の授業、模擬授業じゃないけど、出前授業で、そういったのを慣らせるとかですね、そういった対策は、また別の面で行っているところでございます。以上でございます。
委員長	福本委員
福本委員	ただ今の説明を聞く限りでは、やはりあらゆる手段を講じて、この問題に前向きに向かっているという説明はお聞きしたわけです。

	学校も併せて、例えば授業を、分割の体制で授業をするとか、あるいは習熟度に合わせてですね、授業の展開をされるというようなことで、よりこれまでもですね、いろんな手段、方法を取られてきたやに思うわけです。 いわゆるこの問題はですね、学校だけで片付けようということだけれども、やはり少し問題がありはしないかなというふうに思うわけです。 それはなぜかと申しますと、いつも言われておりますけれども、やはり家庭でのやはり子どもに対する励まし、そういったものもですね、やはり同時に大事なことではないかなというふうに思うわけです。 その点ですね、これは、今始まった問題ではないと思うんですよ。これまでやはり小学校から中学校に上がれば、どうしてもやはり、子どもがついていけないというのはあったと思うわけです。 そういうことで、この点を幅広くですね、今後も対応して、学力向上なり目標達成に努力していただきたいと思います。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	各小中学校の委託費の中から2点お尋ねします。 厨房機器定期点検委託料、7万から15万と、差が非常にあるんですが、夜須中はなし、ゼロです。それはどうしてかというのと、学校用務員ですけれども、用務員業務委託料、シルバー人材センターに委託されていると思うんですが、各小中学校、金額が微妙に違うんですが、それはどうしてか、お尋ねします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 厨房機の点検委託料につきましては、5年経過した場合には法定の点検が義務付けられているということでですね、金額の違いにつきましては、それぞれの施設の大小によるものというふうに、ちょっと今のところ思っております。 それから、用務員につきましては、昨年までは小学校と中学校、中学校は朝の出勤時間が少し早いというようなことから、中学校は少し金額は高かったわけですが、小学校は基本的には一緒ということでした。昨年までは、 今年はですね、これまで用務員さんがいろんな、例えば銀行に行ったり、それから教育委員会にメール便の配送等で、書類のやり取り等で出張するというか、学校間をしたときにですね、これまで旅費で支給をしておりました。 その旅費の支給につきましてもですね、非常に学校の先生というか、事務の先生方の業務が非常に手間取ると、煩雑だということから、その分も含めましてですね、委託料の中に、シルバーさんに試算をしていただきまして、シルバーさんのほうに、委託料の中に含めたということで、今回、それぞれの学校からですね、距離に応じて計算がされておりますので、その分が金額の違いということになっております。 基本料金につきましては、基本的には一緒でございます。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	厨房のほうなんですが、5年経過したら毎年しないといけないんですか、定期点検。
委 員 長	教育課長
教育課長	毎年しなければいけないということでございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	先ほど課長は、金額の違いは大きさの規模、違いだというふうにおっしゃいましたが、三輪小、三輪中は7万、8万、中牟田は15万、東小田は12万になっています。三並が54千円。 大きさではないような気がするんですが、それは、分かったら教えてください。
委 員 長	教育課長

教育課長	お答えします。 器具の種類じゃないかなと思いますけれど、ちょっと詳しい内容については、手元に資料がございませんので、調べまして、後で報告をさせていただきます。
委員長	河内委員
河内委員	予算書の86ページです。 9款2目1節の報酬の中の上から5番目、嘱託職員報酬4,023千円上がっています。 資料のほうを見ますと、29ページ、主な増額費、嘱託職員報酬、カッコ書きで、栄養士となっています。 中牟田小、夜須中の栄養士を外して、何でここで栄養士が出てくるか、説明をお願いします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 先日の一般質問の折にも、ちょっとふれたと思いますけれど。 26年度から、各学校のですね、栄養教諭を2校兼務をさせるということと、食材の発注につきましては、教育委員会が一括してやるということで、教育委員会のほうにですね、栄養士、管理栄養士を1名配置をしまして、そちらのほうで食材の一括発注を行うということで、その分の費用を見ておるところでございます。以上です。
委員長	木村委員
木村委員	予算書の89ページ、18節の小中学校のパソコンの購入費でございます。 これは、今あるパソコンは何年使われて、処分は、これはリサイクル業者等に引き取らせる、いくらかでですね、引き取らせるものか。 それと、これは5,400万と大きな数字なんですが、百数十台ということですね、先ほど説明がありました。 いろんな機器がありますので、1台大体どれぐらいの、本体でも結構なんですけれども、1台いくぐらいのパソコンを購入になるんでしょうか、お尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、パソコンの経過年数ということでございますが、ほとんどのパソコンがですね、平成19年に導入したパソコンということで、7年から経過しているということでございます。 基本的には、今回のウイルスソフトの保証が切れるということで、俗にいうXP問題ですね、今回基本的に買い替えるということで、処分につきましては、業者のほうと、この価格の中でですね、引き取りというか、そういうところで考えております。 ただ、一部、少し年数的に新しい部分が、三輪地区にありますので、そういった部分につきましては、外部に出ない、インターネット接続しない、教室内で使えるものがあれば、その分はそちらのほうに回そうかなというふうに思っております。 それと、一台当たりの値段でございますけれども、いろんなOSを付けた値段ということになります。ちょっと細かいことはあれなんです。1台当たり、そういったソフトとかOS関係付けましてですね、1台159千円相当になります。 それと、あと合わせまして、この5,400万の中にはですね、プリンターを各学校に1台ずつ配置をする予定にしております。複合機でございます。これにつきましては、大体1台、保守料込みでですね、828千円程度になります。 それと、公務支援システムが別にございます。公務支援ソフトがですね、税別で、約17,420千円が公務支援ソフトということになります。以上でございます。
委員長	木村委員

木村委員	資料の、これも各小中学校費の部分でございます。複数ページにわたっておりますが、93ページ、1目13節ですね、エレベーター保守点検委託料、これが、各学校かなり差があるようでございます。 三輪中におきましては、2台あるんですかね、ちょっと私、詳しく分かりませんけども。 他の学校においても、やっぱり同じくらいの3階建てで、同じぐらいのエレベーターの大きさですね、素人見ですね。 それでもやっぱり20万ぐらいの差とか、そういうふうな差になっておりますが、これは、何でこういうふうな差が出たものかということと、これは、まとめてメンテナンスをしていただいて金額を下げるとかですね、そういうふうな試みはできないものか、お尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 エレベーターにつきましてはですね、一応町の財政課のほうですね、業者のほうの一括入札をしていただいております。 業者が決定して、金額が決まって、うちのほうで個別に契約をさせてもらっているということでございます。 金額の違い等につきましては、それぞれの設置年度、それから形態、そういった部分があるものと思っております。 あとエレベーターの他にですね、また、椅子式の移動のやつは、また別途契約になってますので、今のはエレベーターということで、お答えをさせていただきます。
委員長	木村委員
木村委員	これは、1つの業者がしとるというわけですか。ですね、一括で入札取ってということであればですね。で、これだけの差が出ておるということで、捉えたらよろしいんでしょうか。 それと、三輪中につきましては、693千円と、かなり差額があるんですけど。 すみません。ちょっと私が分からないものですから、これは、台数の違いからくるものですか、お尋ねいたします。
委員長	教育課長
教育課長	設置のメーカーとかですね、そういったのはバラバラですが、保守につきましては、同じ1カ所の業者がですね、保守メンテを行っているということでございます。 ただ今の、後の質問につきましては、ちょっと詳細な資料を持ち合わせていませんので、後で報告をさせていただきます。
委員長	石丸委員
石丸委員	先ほど木村委員のほうから質問があつておった件で聞きたいと思います。 89ページです。 18節の備品購入費、小中学校のパソコン購入費が175台で5,400万ということで、先ほど1台当たり15万という話が出たわけですが。 本体と、それから、いろいろ付いておると思うんですが、その金額がもう少し具体的に分かりましたら、お聞かせ願いたいと思います。 私が今使っておるパソコンが7万ちょっとなんです。常識的に考えて、一般的に考えて、普通の人が15万も出してパソコンを買うかな、という思いがしなくはないんですよ。はい。 でも、まあ本体だけに限らず、いろいろなものがあるかもしれませんから、そこら辺を具体的に聞かせていただきたいと思います。 このパソコンの件に限らずですね、昨日の駐輪場の問題、それから、バス停の問題

	もそうですけども、素人的に考えて、そんな値段がするかという思いが、非常に強い です。 ですから、この件ももう少し詳しくですね、教えてください。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、パソコンの本体でございます。本体につきましては、1台98,500円 でございます。これにですね、5年間の保守、5年間の出張修理等の保守等を含めまし て38,500円、1台当たりですね。それから、マウスそれからパッド、そういつ たものが約500円、それから、オフィスプロフェッショナルというソフトでござい ますが、これが15千円、それから、一太郎のソフトが6,450円、それから、も う1つですね、これもパーソナルの機械を動かすためのソフトでございますけれど、 合せて15千円ですね。それから、一太郎のインストールをするためのDVD関係、 こういったのが約1,600円程度かかっております。 トータル的に税抜きで2,780万程度を、175台で割りますと、先ほど申しま したように、約159千円程度になるということでございます。以上です。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	いろいろ具体的に聞きましたけれども、ちょっと納得がいきません。 もう1つ、もちろんこれは入札ですね、でしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 はい。競争入札に付する予定にしております。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	私は文章を打つぐらいで、あんまりパソコンは詳しくないんですが。 先ほど、本体以外でいろいろありましたですね。そういうのは、各学校で、兼用で できるとかいうものはないんですか。例えば、ソフトとかいろんなものがありますけ れども。 そういうのは、各学校でですね、1つというわけにはいかないでしょうけれども、各 1台に、全部それを付けていかなければならないのでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校とかですね、例えば役場とか、そういったところにつきましては、一応ライセ ンス制という手法が取られておりましてですね、必ず1台にですね、そういった1ソ フトというふうなことでですね、決められておるようでございます。以上です。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	町の場合は、すぐ法律とか決まりとかというふうな話になりますけれども、本当に 財政が厳しいということですね、職員の削減をしたり、今回も学校関係ではですね、 栄養士を外して、子どもの食育の安全が保たれるのかという、そういう心配の中から でも、削減をしながら経費を落していきよるんですよ。 決まりとか、云々でね、それを少し、決まりはあなたたちが作ったんでしょうもん。 じゃあ変えればいいじゃないですか。 そうやってでも、やっぱり経費削減をしていかないと、そこら辺について、もう1 回、お願いします。 最後の質問ですから。
委 員 長	副町長
副 町 長	このソフトの関係はですね、著作権の問題がございます。 それでですね、そういうことをすると、すぐ訴えられるというふうなことでですね、

	過去何度か、おそらくあったと思います。 言われるのは分かります。もうコピーして使えばですね、簡単にできるわけですけど、そういう著作権の問題でですね、訴えられるというふうなことでございますので、1台1台ですね、インストールしなくてはならないという、そういう決まりになっております。以上です。
委員長	教育課長
教育課長	財政的な面について、少し補足説明をさせていただきたいと思います。 冒頭に説明したときにですね、この教育情報化につきましては、国のほうがですね、4カ年計画の中で交付税措置をしているということで、ご説明をさせていただきました。 21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るため、第2期教育振興基本計画で目標とされている、水準の達成に必要な所要額を計上した、教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画に基づき、平成29年度まで、単年度1,678億円の地方財政措置を講じるということになっておりまして、教員の公務用コンピュータ、インターネット接続費用、それからICT支援員の配置費用、当然子どもたちの教育用コンピュータもこの中に入っておるわけでございますけれど、試算をしましたところですね、小学校で、これはあくまでも交付税措置でございますので、基準財政需用額の中に参入するというので、小学校で21,533千円、それから中学校で12,354千円、合わせまして33,887千円をですね、基準額の中に、需用額の中にですね、参入するという財政措置がなされているということでございます。
委員長	川上委員
川上委員	もちろん著作権と言われればですね、私たちも違反しとるとでしょうね。やっぱりコピーして結構使っていますからですね。 それはもうそれで、言われれば仕方ないと思うんですが、5年間の保守契約ですね、これがまた38,500円と。1年間に175台ですから、670万ばかりかかると、これが5年間ですか。 これは、役場のパソコンも、保守点検をやっぱり契約されているんですかね、ちょっとお伺いします。
委員長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 役場のパソコン等についてもですね、保守契約はしております。
委員長	川上委員
川上委員	ウイルス対策、いろいろあると思うんですけどですね、私たち素人では、私も7年、8年使うパソコンでいろいろ頑張ってるんですが、ウイルス対策関係は結構もうパソコンで出てきますから、その通りすれば、非常にまた開発してきておると思うんですが。 年間に月3千円程度の保守契約とは、大体どこまでの保守契約なんでしょうか。ちょっと詳しく教えてください。
委員長	教育課長
教育課長	一応、通常使っている状態においての故障についてはですね、すべて対応していただけると、いうことを聞いております。以上です。
委員長	梅田委員
梅田委員	パソコンのことなんですけれども。 先生たちが忙しいということは、常日頃から伺っていることなんですけれども、子どもと向き合う時間をより確保するために、このパソコン、公務支援ソフトというのが、その部分になるのかなというふうに考えるわけなんです。

	それを使用することによって、先生たちの多忙感と言いますか、どこまで緩和、改善されるのか。どういう内容のものなのか、どういう部分で緩和される、パソコンを使うことによってですね。その点について、お尋ねをいたします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 現在使われておりますパソコンにつきましては、先生たちがネットワークされておられません。ですから、単体単体ですね、例えばメールとかするにしても、一旦インターネットで外に出て行って、その隣の先生のアドレスに行くという形です。 それをですね、校内LANというか、公務支援の中にですね、それを一緒に入れてですね、先生たちが一緒に繋がるということ、それから、基本的に中身としましては、グループウェア、そういったグループウェアという、先生たちの繋がった状態の中でですね、いろんなスケジュールとかメールとかの管理。 それから、あと基本的な先生たちが持っております成績管理とかですね、出席管理。それから当然、成績管理が出ますので、通信簿等もそれで処理ができるということ。 それから、週案というか、日々の学習指導のための週案作成等ですね、これで行うということで、実際国のほうがですね、この公務支援システムの活用について、一応モデルを設定してですね、研究をした結果が報告をされております。 これによりますと、大体先生方1人当たりですね、30分程度ですね、時間の節約ができるというような結果が出ている状況でございます。以上でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	30分が本当に評価される時間なのかどうかというのは、疑問だなというふうには思いますけれども。 先生たちは事務的な処理と言いますか、今、縷々言われました出席とか成績とか、それはそうなんですが、その他のいろんな事務的なことというのが多い、それに煩わされて時間が取れないというふうなことも聞いているんですけども。 そのことについても、このパソコンを使用することによって、改善ができるのかな、どうなんでしょう、その辺は。お尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 先ほど30分と申しましたのは、1日30分でございます。 ですから、1日30分、子どもたちと向き合う時間ができればですね、相当子どもたちにですね、寄り添った仕事ができるというところでございます。 先生たちの日々の事務というのが、今、質問がありましたけど。昨年調査をしまして、その報告をさせていただきましたが、先生たちの一番の、例えば残業というか、子どもたちが帰った後、学校に残ってある部分について調べましたところ、大体教材研究とかですね、そういったのが、ほとんどの先生はそういった部分が大きいということで、報告をさせていただきましたが、その教材研究もですね、その公務支援システムの中に取り込むことによりまして、例えば、その教材を皆さんで共有できると。すべての先生で共有できるということで、いちいち積み上げた教材がですね、1人のものにならなくて、みんなで共有できるということから、そういった部分がですね、効果が期待できると。そのような報告もあっております。 教材研究、それからいろんな学校の研究発表会等の資料とかも共有ができると。そういう意味で改善が少しずつ図られていくものと、そのように考えております。以上です。
委員長	梅田委員
梅田委員	先ほどの回答では、公務支援ソフトが1,742万ということでしたので、やはり

	多額の金額でございますので、これがですね、やはり費用対効果と言いますか、先生たちによってより良く活用していただいて、それが子どもたちと向き合う時間に、より多く捻出して、子どもたちにとっていい方向で行けば、少しは理解もされるのかなというふうに思いますので、今後しっかり活用していただきたいと思います。
委員長	この問題、いろいろ内容が、同じような質問になっているようですが、次期の全協なら全協で話してもらうか。 もう1つですかね。 はい、木村委員。
木村委員	短くあれさせてもらいます。 今の関連でございますが、この5, 400万ですね、大きな予算を投入しておりますので、大事なのはこれからだと思います。 以前は何回も学校訪問に行って、現場の先生方と話をさせていただいたんですが、パソコンを使ってらっしゃらない先生もたくさんいらっしゃいます。 私は、こんなのはもう全然だめやけんという、結構ちょっと年配のですね、どちらかというんですね、先生方で使われてない方もたくさんいらっしゃいますので、その辺をしっかりと使っていただく、これからこの辺りをしっかりと検証していただいて、取り組んでいただく。これからは大事だと思いますので、よろしくお願いします。すみません。
委員長	回答いいですかね。はい。 質疑が終わりましたようです。
休憩	
委員長	ここで休憩します。 午後1時から再開します。 (12:08)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
委員長	先ほどの河内委員の福島団地移転保留者の件で、都市計画課長からの発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 都市計画課長
都市計画課長	午前中を河内委員から受けました篠隈団地第2期工事に係る移転を保留しておる協議中のものの数ということで、福島団地のご質問をいただいておりますけれども、私、福島団地5戸ということでお答えいたしました。正確には福島団地が1、松延団地が4の計5戸でございます。訂正させていただきます。
委員長	河内委員
河内委員	福島団地1ということですが、その方については、移転していただく可能性はあるんでしょうか、お尋ねします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 これから1年間ございますので、しっかり協議をさせていただきたいと思っております。
委員長	それでは、生涯学習課の予算説明を求めます。 生涯学習課長
生涯学習課長	それでは、生涯学習課の予算について、説明をさせていただきます。 予算書104ページをお開きください。 9款教育費、8項社会教育費、1目社会教育総務費93,627千円でございます。

	前年比は15,013千円の減となっております。 この減の主な理由は、職員の人件費の分でございます。 社会教育総務費の主なものでございますけれども、嘱託職員、地域活動指導員、社会教育指導員等の報酬、青少年育成町民会議及びPTAの社会教育関係団体への補助金などを計上させていただいております。 続きまして、105ページに移ります。 2目めくばーる学習費でございます。36,350千円で、3,002千円の増でございますけれども、これは、11節需用費の修繕料3,663千円ですが、めくばーる学習館、町民ホールの自動ドアの修繕4カ所、学習館内のエレベーターの部品交換を行いますので、これに伴う増が主なものでございます。 その他めくばーる学習館、町民ホールの維持管理費用でございます。また、めくばーる全体の電気料、上下水道の使用料が光熱費の中に含まれております。 委託料の昨年からのアップにつきましては、消費税アップにおけるものでございます。 続きまして、106ページに移ります。 3目公民館費で9,506千円の支出で、前年比1,836千円の減でございます。 公民館で行います各種学級、講座、青少年事業と自治公民館施設整備や活動支援のための補助金が主なものでございます。 9節の旅費ですが、昨年は九州大会が福岡で行われましたけれども、平成26年度は県外で行われますための増でございます。 19節負担金補助及び交付金3,557千円でございますが、自治公民館等コミュニティ施設整備費、コミュニティ整備費補助金ですが、昨年より1地区の申請が減ったことによります減額でございます。 107ページ、4目公民館支館費4,740千円で、前年比1,190千円の増でございます。これは、108ページの18節備品購入費で、コスモスふれあいホールの液晶プロジェクターを購入するための増が主なものでございます。 続きまして、5目コスモス図書館費でございます。36,152千円の支出で、前年比1,069千円の減でございます。 主なものは、図書館業務委託料でございますが、昨年よりのアップにつきましては、消費税分でございます。 18節の備品購入費につきましては、AVコーナー、液晶テレビを老朽化により2台買い替えたいと考えております。 6目めくばーる図書館費でございます。36,764千円で、前年比の2,063千円の増でございます。 増の要因としましては、109ページの11節需用費の修繕料でございますが、図書館自動ドア3カ所の修繕と、15節の工事請負費としまして、お話コーナーでブラックスシアターを行うための遮光カーテンを取り付けるための工事、それから、18節備品購入費としてAVコーナーの液晶テレビが老朽化いたしておりますので、1台購入するものでございます。 続きまして、7目人権・同和教育推進費でございますが、14,208千円で、前年比1,217千円の増でございます。 増額の主な要因は、8節報償費で、昨年補正で上げさせていただきましたけれども、隣保館を中心とした独居高齢者訪問や単身保護者家庭の子育て支援事業で、県の補助事業として、平成25年度から3カ年行うものでございます。 110ページに移ります。 9節の旅費で、研修旅費として、全国大会、九州大会、県の研究大会、夏期講座、解放子ども会などの視察研修費でございます。
--	--

	他に、人権・同和推進協議会、人権フェスタ、人権セミナー、解放子ども会などの負担金が主な支出でございます。 続きまして、8目文化振興費18,697千円の支出で、前年比1,357千円の増でございます。 増額の主なものとしましては、11節の需用費の修繕料で、町民ホールの舞台設備の吊り物の昇降装置の修繕でございます。 また、他の支出の内容としましては、講演会、演奏会、映画会などの自主文化事業の委託料、文化団体であります文化協会への補助とめくば一町民ホール、コスモスプラザのふれあいホールの舞台、吊り物、照明、音響などの保守点検及びオペレーター業務が主な費用となっております。 続きまして、114ページをお開きください。 10項保健体育費、1目保健体育総務費で7,362千円で、前年比で169千円の増でございます。 増の主なものとしましては、9節旅費の研修費でございますけれども、スポーツ推進委員が県の研修や、26年度は九州大会が県外で開催されますので、その大会に参加することにより増でございます。 13節委託料のスポーツフェスタ事業委託料315千円でございますけれども、これは、パークゴルフ大会、ビーチボールバレー大会、ソフトボール大会、マラソン大会を関係団体に運営委託しておりますので、その委託料でございます。 その他大きな支出としましては、19節負担金補助及び交付金の体育協会補助、全国規模の大会出場助成金、スポーツ少年団補助でございます。 続きまして、2目体育施設費29,307千円で、前年比783千円の増でございますが、これは、11節需用費の、修繕料の農業者トレーニングセンターのネット2セット分を交換するものでございます。 その他主な支出は、社会体育施設の運営、維持管理費用及び学校開放施設の夜間照明の光熱水費が主な支出でございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 木村委員
木村委員	予算書の105ページ、下から3行目、ピアノ調律手数料、及び110ページの一 番下の、同じくピアノ調律手数料ですね。 これは、本町には、まだ複数台ピアノがあると思いますが、この分については、2 台分しか見つけきらなかったのですが、これは、どこに入って、いくらぐらいの振り 分けになっておるか、お尋ねします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 めくば一学習館費のピアノ調律手数料にあるのが、学習館のアップライトのピ アノが1台でございます。それから、公民館支館にあります役務費の手数料のピアノ、 これが公民館支館にあります調律の分でございます。 それから、あとの3台、ふれあいホール、それからめくば一、ホワイエと舞台に ございますピアノにつきましては、文化事業費の中の8目の文化振興費の中にあり ます、町民ホールの舞台業務委託料の中に、オーバーホールとして3台、年に2回行 いますので、その中に入っております。 以上、5台分でございます。
委員長	木村委員
木村委員	今、町民ホール舞台業務委託料の中に3台分入っておるということでしたが、金額

	はどれぐらい入ってますでしょうか。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えをいたします。 金額としましては、１８８千円でございます。プラス消費税分でございます。以上でございます。
委 員 長	木村委員
木村委員	ということであれば、２台については２６千円と３７千円、３台について、平均で割れば６万ということで、かなり差額が出てますけど、これはどうしてでしょうか。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えをいたします。 公民館支館にありますピアノの調律は、１年に１回でございます。そして、めくば一学習館にありますアップライトピアノについては、年２回調律をいたしております。そして、町民ホールそれからコスモスプラザのホールにありますピアノ、それからホワイエにありますピアノについてはグランドピアノでございまして、１年に１回オーバーホールをいたしておりますので、金額の差があるかと思えます。以上でございます。
委 員 長	久保委員
久保委員	予算書１１４ページの保健体育総務費、１９節負担金補助金の欄です、全国規模大会出場助成金２０万とありますが、まだ終わってはおりませんが、２５年の実績が分かれば教えていただきたいと思えます。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 個人の競技と団体の競技がございます。４件、１団体の４名といいますので、そういうふうになっております。以上でございます。
委 員 長	久保委員
久保委員	金額のほうも教えていただきたいと思えます。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 予算的には２００千円を超えております。それで、流用というふうな形も含めてですね、応援をするといったような意味で、正式な金額は、今資料を持ち合わせておりませんが、そういう全国大会に参加をされたならば、できるだけ応援をしたいというふうには考えております。そういうふうなことで、今まで手も打っております。以上でございます。
委 員 長	久保委員
久保委員	なんで質問したかと申しますと、２５年度、本当に子どもたちが頑張っ、全国大会等に出場したと。また、団体では少林寺等も全国大会に出場ということで、かなりの人数が行っております。 この２０万で、はっきり言って足りないのはもう事実でございます。その分が補正でかけられてきております。そういう中で、今回も２０万という数字が提示されておりますが、もう補正じゃなくて当初予算からですね、４０万ぐらいでも付けていくべきじゃなかろうかと。 そういう補正をかけるということはですね、全国大会に行かれる方にとっては、ちょっと苦痛と言いますか、申し訳ない思いが発生すると思えますので、その辺の予算の作り方ですね、当初より、大体流用じゃなくて、要る分の想定で予算化してもらいたいと思えますけど、どんなですか。
委 員 長	生涯学習課長

生涯学習課長	お答えいたします。 年々全国大会の参加が増えております。いろんな冠大会と言いますか、いろんな大会があっております。 近隣も調査をいたしまして、本来やっぱりすべての全国大会と名が付く部分については、もう応援をしたい所ではございますけれども、それに対応しますと100万とか150万というような金額も、例えば北海道で全国大会がある。それに団体が全部行くというようなことになると、大変な金額になります。 そういうことも含めまして、平成26年度、若干ですね、規約と言いますか、そういうものを作って、団体それから個人というような形でですね、金額を決めていくように、今、検討をしているところでございます。以上でございます。
委員長	久保委員
久保委員	今言われましたようにですね、北海道、東京、沖縄、いろんなところで全国大会があっておるわけでございます。そこで選手だけのみならずですね、保護者も一緒について行かれるという中で、この補助の範囲というのがあれば、説明をお願い申し上げます。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	範囲というようなことでございますけれども、基本的に選手、それから監督というようなことでございます。以上でございます。 (「金額は。」の声あり)
生涯学習課長	半額補助でございます。以上でございます。
委員長	川上委員
川上委員	また、図書館の管理運営について、お聞きしたいと思います。 一般質問で時間がなくてですね、聞けなかった分がありますので、お聞きしたいんですが。 両図書館の図書購入費ですね、ここ3カ年間、今年度も含めて、26年度まで含めて1,150万、同じ金額で設定されておるようですが。 1カ月すると90万から100万程度の図書購入費になるかと思うんですが、雑誌まで含めると900冊というふうな感じだったと思います。伝票を見よったらですね。 それで、雑誌はのかしましても500冊ぐらいあるわけですね。ですから、これがコスモスとめくば一と別々の伝票が上がってくると思うんですが、その図書の購入選考の仕方と言いますか、購入の仕方というのが、図書運営協議会でいろいろ協議されておるのか、それとも業務委託の担当の方が判断されているのか、それとも業者の方に依頼しているのか、どういうふうな方法でこの図書の購入をされているのか、お伺いいたします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えをいたします。 まず、その資料にもありますけども、TRC、図書館流通センターというものの略でございますけれども、そこから毎週新刊案内書が送ってきます。このぐらいの厚さで。その新刊案内書に基づきまして、図書司書が選考と言いますか、こういうものを買いたいということで、そういうものが担当課、私のほうに上がってきます。 課内で決裁を受けまして、よろしかろうということで、図書司書に戻しますけれども、それに基づきまして、図書館流通センターというところが持っておりますシステムがコスモス図書館にございます。そのシステムを利用して、インターネットで注文をします。 注文をしました図書がバーコード、それから装備を行いまして、そして納入をされ

	て来るというような手順になっております。以上でございます。
委 員 長	川上委員
川上委員	分かりました。 そうしますと、コスモス図書館、それからめくば一図書館とも同じような本を注文されるということですか。それとも、その内容によって異なるということですかね、どういうことでしょうか。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 それぞれ同じものを2つの図書館に持つということではなくて、それぞれ違った図書を購入するということでございます。 それぞれの図書館の特徴を生かした部分も揃えておりますので、そういうふうな分け方でしております。以上でございます。
委 員 長	川上委員
川上委員	ありがとうございました。 そしてですね、もしよければそれを今度入れ替えてでも見ていただければ、いいなというようなことだと思いますので、ぜひ、そういうこともしていただけたらと思います。 それと、もう1点なんですが、やはりお借りされますと、これが返ってこないことが結構あると思うんですね。返却が遅いということで、それからまた、ひょっとしたら、いつの間にかなくなるとかいうふうなことも出て来るとは思いますが、そのような管理はどこの部署で管理、もちろん業務委託のところの担当の方がされておると思うんですが、それがどのくらいあるのか。そして、それがどのよう回収できているのか、できたらお願いします。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 コスモス図書館費、5目の図書館費の中の、役務費の中に通信運搬費というのがございます。この中で督促状も含めて郵送をして、大体昨年度で120通督促をいたしております。 図書館の司書によりますところで、その督促をしていただいているところでございます。120通でございます。以上でございます。
委 員 長	川上委員
川上委員	督促は毎年100件ぐらいしかないということですかね。そして、それでほとんど100%返って来ているんですかね。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 少し説明不足だったかもしれませんが、郵送でします分が120通ぐらいありまして、まず、基本は電話督促をやります。電話督促をやりながら、それでも返って来ない場合については郵送です。 申し訳ありません。郵送をやって、それでも返って来ない場合は電話催告をすると、催促をするというような形を取っているようでございます。 率までは、今手元に持ち合わせておりませんので、後でご報告いたしたいと思っております。
委 員 長	福本委員
福本委員	川上委員さんの関連でですね、図書経費の問題で質問させていただきます。 実は、私も図書館の運営について、他町村に視察に行ったわけですが、その時の説明ではですね、いわゆる複合施設の中に図書館がございまして、いわゆる集合の、集

	中と言いますか、めくばーとは違ってですね、いわゆるコスモスみたいなように複合施設が集中した配置でした。 その中で図書館が、職員をですね、最小限に配置して、どうしても今、川上委員から言われたように、本がですね、なくなるということですね、それはもう覚悟して、担当の職員から聞く限りではですね、もう覚悟しておりますと。その代わり職員をもう少数で、もう窓口だけで対応しておると。それで人件費がですね、それだけ軽減できる関係で、本がなくなっても、それは仕方がないと。 それはモラルの問題もですね、それは大切なことかもしれませんが、トータルのにそういうふうな考えを持ってあるという、視察研修のときにですね、そういう説明を聞いたわけです。 それが、いいかどうかは私は分かりませんが、そういう一例があったということでございます。 もう1点はですね、木村議員からご指摘のピアノの調律の経費の問題で、これは、経費的には確かに少ないからですね、取り上げること自体もちょっと問題があるかもしれませんがですね、これは同一業者、1人の業者で対応してあるのか。それと、要するに学校にもですね、6校ありますし、学校もピアノを教育で使用されておりますので、そういったこと、なんか1つの業者で契約したりすると、安価に繋がっていくのではないかなというふうな思いがしますので、この点お答えいただきたいと思います。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 ピアノの調律につきましては、学習館にありますピアノは同一業者でございます。それから、公民館支館にあります、2階にあります調律の業者は違う業者でございます。 金額が違いますのは、公民館支館のやつは年に1回でございますけれども、めくばーにございますピアノについては、年2回やっているというようなことで、1回しかしないから、それだけよくするのか、そこの詳しいところまでは調べておりませんが、見積もりによりまして、それだけの差があるということでございます。 確かに同一業者にしていく方向で考えていきたいとは思っております。
委員長	栗野委員
栗野委員	コスモス図書館またはめくばー図書館の13節の委託料について、お尋ねをいたします。 図書館の広さ、めくばーとコスモスはそれぞれ違いますけど、蔵書数も違うと思います。また配置人員も違うと思いますが、23,996千円で両方とも上がっておりますが、どんな内訳になっていきますか。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 委託料につきましては、同額でございます。コスモス図書館とめくばー図書館の業務委託は同額でございます。 面積が広い、蔵書数の差はございますけれども、蔵書数で、コスモスは12万3千、めくばーが10万9千と、1万弱の蔵書数の差があるかと思いますが、サービス内容の部分についてはですね、それぞれ同じようなサービスをやっておりますので、同額というようなことでございます。以上でございます。
委員長	栗野委員
栗野委員	先ほど図書の購入費であります、コスモスが650万、めくばーが500万の予算計上されてあるようでございますが、蔵書数も確かに違うと思いますが、果たし

	て、ある程度来れば、めくばー図書館の委託料がもう少し安くなってもいいんじゃないかならうかと思いますが、いかがでしょうか。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 一般質問の折にも若干ふれたかと思いますが、今、登録率も若干増えておりますし、来館者も増えております。 そういう関係で、蔵書数には、その差はございますし、新刊購入にも差はございますけれども、来館をしていただきますお客様についてはですね、差はそんなにございません。 ですから、蔵書数が多いから、それだけ人数が要らないとか、そういうサービスというようなことにはならないというふうに思っておりますので、少ない人数で最大の効果を得るためにも、ぜひとも利用者数の増もしていきたいというふうに考えておりますし、また、来館者も増やしていきたいというふうに考えております。以上でございます。
生涯学習課長	お答えいたします。 それと、説明不足でございましたけれども、それぞれの図書館の業務委託は一本でございまして、それぞれに、別々に業務委託をしているということではございません。以上でございます。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、歳出を終わります。 続きまして、歳入の説明を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、歳入の説明を申し上げますので、予算書の14ページをお願いいたします。 1 款の町税でございます。1 項の町民税から5 項の入湯税まで、総額にしまして2,855,459千円を計上いたしております。 税目別に見ますと、個人町民税につきましては、約12,200千円の増、それから法人町民税の部分につきましては、26,600千円の減でございます。固定資産税につきましては、約30,700千円の減、軽自動車税が約2,800千円の増、たばこ税が9,000千円の減でございます。 町税全体では、約51,800千円の減額ということで計上をいたしております。 それから、2 款の地方譲与税から15ページの5 款株式等譲渡所得割交付金までにつきましては、25年度決算見込みにより、昨年度同額を計上いたしております。 それから、6 款の地方消費税交付金につきましては、消費税率の引き上げに伴いまして、その税率引き上げ額ではなくて、総務省が示した地方交付税の基準財政収入額の倍率1.25倍で、平成25年度の決算見込みを乗じて計上いたしておりますところでございます。 それから、7 款のゴルフ場利用税交付金から、16ページ、地方特例交付金までにつきましては、平成25年度見込額を計上をいたしております。 それから、11 款地方交付税につきましては、国の交付税算定基準によりまして、3,838,008千円を計上をいたしておりますところでございます。 本年度は、この地方交付税につきましては、留保財源を確保いたしておりません。冒頭、昨日も申し上げましたが、当初予算比では128,559千円の増額となります。昨年は留保として2億円ほど確保しておったところございました。 それから、12 款交通安全対策特別交付金については、決算見込みで計上をいたしておりますので、昨年よりも30万の減のところで見込んでおりますところでございます。

	13款分担金及び負担金でございますが、この部分につきましては、それぞれの説明の欄に記載しております事業の分担金でございますので、説明については、省略をさせていただきます。 続いて、17ページでございます。 14款使用料及び手数料で、1項の使用料の2目5節大刀洗平和記念館の入館料につきましては、昨年よりも入館者が増加する見込みで、410万ほどの増額にしております。41,100千円を計上しておりますところでございます。人員的には、昨年在9万人の見込み、今年は10万人というところで積算をいたしております。 7目土木使用料の住宅使用料につきましては、4,498千円減額の76,135千円を計上しておりますところでございます。 続いて、18ページでございます。 15款国庫支出金です。この国庫支出金につきましても、それぞれ説明欄に事業名を記載をしております。 増減の大きいものにつきましては、1項国庫負担金の3目1節保育所運営負担金でございますが、この部分が私立保育所への入所児童の増加によりまして、20,940千円ほどの増で見込んで、額的には115,921千円を計上しておりますところでございます。 19ページの2項国庫補助金、3目1節の社会福祉補助金、これにつきましては、臨時福祉給付金給付事業補助金121,270千円につきましては、消費税の引き上げに伴います低所得者対策、それから年金の子育て分として、全額国庫補助により給付事業を行うものでございます。 併せて、この事務費として21,945千円を見込んでおりますが、この部分も全額国庫からの負担でございます。2節の児童福祉補助金の保育緊急確保事業につきましては、昨年度安心こども基金というのがございまして、今年も若干ございますけれども、この事業の一部分について、事業の名称が、あるいは内容が変わっております。保育士等の処遇改善あるいは保育体制の強化事業等の事業費でございますが、この部分に9,516千円を計上しておりますところでございます。 それから、7目土木費国庫補助金の2節道路整備補助金、防災安全交付金につきましては、橋梁の補修工事、道路のストック点検、こういったものの56,650千円を計上いたしております。 5節の住宅費補助金の防災安全交付金につきましては、篠隈団地の2期工事の補助金127,456千円を計上しておりますところでございます。 6節の公園費整備補助金につきましては、多目的運動公園整備補助金154,000千円を計上しておりますところでございます。 続いて、20ページでございます。 16款県支出金でございます。1項3目3節児童福祉負担金につきましては、国庫負担金同様に私立保育所への児童数の増により、保育所運営負担金10,470千円を増額いたしまして、57,960千円を計上しておりますところでございます。 続いて、22ページをお願いいたします。 7目1節住宅費補助金750千円につきましては、昭和56年以前に建設された木造戸建の住宅の耐震診断結果での改修が必要な住宅への県費の補助分、10棟分でございますが、この分を計上しておりますものでございます。 続いて、23ページ、3項県委託金、2目3節、これについては、来年4月に知事、県議選が実施されますけれども、その前段として、本年度中に5,000千円程度の見込み、準備が必要でございますので、5,000千円を見込んで計上しておりますものでございます。 続いて、24ページでございます。
--	---

	17款財産収入でございます。1項2目各種基金利子につきましては、4,100千円減の35,660千円を計上いたしております。 19款2項の基金繰入金につきましては、650,051千円の減額でございます。総額的には744,772千円を計上をいたしております。 基金ごとの事業別繰入内容につきましては、全協資料でお渡しをしております。その資料の10ページに記載をしておりますので、説明については省略をさせていただきます。 25ページをお願いいたします。 20款の繰越金につきましては、留保財源を今回は確保いたしておりませんので、50,000千円増の150,000千円を計上しておるところでございます。 それから、この25ページから28ページにかけまして、21款諸収入がでございます。これにつきましては、説明欄に記載をしております。 特に雑入につきましては、できるだけ雑入の中身を細分化して、今回は掲載をいたしております。項目を表示いたしておりますので、説明については、省略をさせていただきます。 続いて、28ページでございます。 22款町債でございます。総額、前年比104,069千円増の968,178千円の借入予定でございます。 これの借入の中身につきましては、これも全協資料の11ページに明細を記載しておりますので、説明は省略をさせていただきます。 以上で、歳入の説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 金子委員
金子委員	財政課長からですね、この時間帯に、税務課長がお見えになって、そこで回答をいただくという約束をしておりましたので、ちょっと質問します。 内容につきましては、この町税ですけど、何かですね、町税、毎年少しずつ下がって来ております。この町税の予算化のところがですね、ちょっと弱気になられて、決算でこれくらいやったから、次の年もこれくらいじゃなかろうかというような傾向の考え方か、何かそういうふうな考えで進んであるようなことだったんでしょう。思いですよ。 しかしですね、やはり今から行われます26年度の適正課税というのは、やはりきちっと立ててですね、収入があろうがなかろうが、ちょっと言い方は悪いですけど、もし取れない部分があるにしても、適正課税額というのはですね、維持しなければならないと思うわけですが、年々下がって来ておりますが、その適正額も下がると見込んであるのか、そこをお尋ねしとったわけです。そこを質問します。
委員長	税務課長
税務課長	説明の前に、予算編成の基本であります。歳入歳出ともの確に把握することが求められているわけでありまして。 私の概念の中に、歳入についてはきつくと言いますか、硬く見積もり、歳出についてはやや甘くなるのではないかと思います。そのことが、今回の補正予算あるいは決算において表れているのではないかと思います。 特に、歳入の見込みを大きく誤りますと、歳出予算に支障をきたすおそれがあります。今回の補正予算で、町税の減額補正を行ったわけでありまして、このことにより、財政課に迷惑をかけたことと思います。 金子委員の意にそわない答弁かもしれませんが、これから少し説明申し上げます。

	この基本に基づき町税の算定を行ったものが、今回の予算であります。 まず、町民税の減ですが、これは、法人町民税が要因です。アベノミクスによる経済効果が叫ばれていますが、本町においては、その効果が表れていないものと考えられます。 資料はですね、予算説明資料の7ページに一覧表が載っておりますので、それに基づいて説明しております。 固定資産でございますが、大都市を中心に土地の価格が下落から上昇に転じている中、地方においては、まだまだ下落が続いているようです。 本町においても、昨年7月の時点修正において、約3%から5%の下落となっております。その影響で、土地に対する税額が減となっております。 それと償却資産の減が大きな要因となっております。これは、企業等による設備投資が思うように進んでいないものと思われるます。 特に、ここで名前を上げていいかどうか分かりませんが、悪い場合は削除をお願いいたします。九州電力の関係でございます。 この九州電力の関係で、償却資産が約半分ぐらい占めておりますので、この分で約800万ほど落ち込んでおります。 一方で増加の要因として、消費税率のアップによる駆け込み需要の影響で、新增築家屋が前年比20棟ほど増えています。この傾向は、本年度いっぱい続くのではというふうにお見込みしております。 しかし、1月以降3月分については、当初予算には反映できませんので、その辺は増額の対象とはなりません。 たばこ税につきましては、健康志向による売り上げの減の影響で下がっています。 金子委員が言われるように、課税客体を確実に把握することはもっともなことであります。その中で、比較的把握しやすいものとしにくいものがあります。 しにくいものとして、先ほど言いました、法人町民税、固定資産税の中の償却資産などがあります。以上のようなことを踏まえ、今回の当初予算編成を行ったところであります。以上でございます。
委員長	福本委員
福本委員	歳入の17ページの14款7目の道路使用料ということで、下のほうなんです、NTTの占有料ということで、1,179千円という額が計上してあります。 と同時にですね、九電の、いわゆる関係はなかったのでしょうか。これは、NTTだけ計上してありますが、九電関係で道路使用料とかいうのはなかったのか、お答えいただきたいと思います。
委員長	財政課長
財政課長	お答えをいたします。 NTT柱につきましては、こういった使用料が入ります。その代わり何らかの理由で、その柱を移動しなければならない。そのときには、移動する費用については負担しなきゃならない。九電につきましては、その使用料を求めてない代わりに、何らかの形、町道を拡幅するとか、そういった場合、移動しなければならないときは、九電が負担をするという形で、取り決めがなされております。そういう状況でございます。
委員長	福本委員
福本委員	そうしますと、行政は、そういう協定と言いますか、双方の協定がなされておることでしょうか。この場でお尋ねして申し訳ないんですが。 個人の場合ですと、やはりそういう手法が取れるのでしょうか。敷地料は、占有敷地料は貰わないけど、移動するのは九電の経費でやってくださいとか、そういう手法は取れるのでしょうか。

委 員 長	今の質問については、町の予算の関係ではありませんので、別個にお尋ねしてください。
福本委員	論外ですので、これは、私の愚痴ということで。
委 員 長	後でまた、調べてください。 石丸委員
石丸委員	14款2目の5節平和記念館入館料、先ほどの金子委員とは全く別で、大変な強気だなというふうに思います。金額にして400万程度、それから人数にして1万人程度の増ということでの、こういう金額だと思うんですが。 去年は「永遠のゼロ」をはじめですね、いくつかの企画があったと思うんですね。そういうことからの入館の人口の増というようなことも聞き及んでおるわけですが。 26年度、さらにそれを増やすということであれば、その根拠となる昨年のような企画、そういうのが具体的にあればですね、教えていただきたいと。 つまりですね、今回増になっておりますけれども、人数にして1万人程度の増で見込んでおりますから、去年は、私がさっき言いましたように、「永遠のゼロ」をはじめですね、そういう企画がいくつかあった、そのことで入館者も増えたというふうに聞き及んでおるわけですから、さらに1万人増ということで見込んでおられるのであればですね、26年度もそういう企画を考えられておるのか、どうなのかをお聞きしたいわけです。
委 員 長	副町長
副 町 長	お答えいたします。 今回の予算は、昨年度の予算に対する増でございます。去年が9万人ということで、実質は決算すると11万5千ぐらいいくんじゃないかというふうに、一応見込みを立てとるわけですが、26年度の当初につきましては、9万人から、去年9万人だったんで、それよりも1万人ぐらいですね、おそらく増えるだろうと。 と言いますのが、全国各地からですね、修学旅行とかですね、いろんなPRによって、かなりの入館者が増えております。それくらい見込めるというですね、意気込みで、一応予算は立てておるところでございます。 その他にですね、そういう企画につきましてもですね、26年度、一応計画いたしておりますのでですね、それくらいの見込みはあるということでの予算でございます。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	分かりました。 決して否定しているわけじゃなくて、たいへんいいことだという立場からやっておるわけですが、去年がそういう企画がいくつかあってですね、そのことでの、非常に入館者が増えたといふふうに聞きましたものですから、26年度、昨年度から比べたら1万人増の目標と言いますか、そういう意気込みでやっていくんだということですから、何かそういう企画があるのですかということをお聞きしたわけですが、まあ、意気込みだけじゃ、なかなか目標も達成できないこともありますので、やっぱり1万人増やせるんだという根拠と言いますか、そういうものが必要だろうと思いますので、お聞きしたわけです。頑張ってください。以上です。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第13号「平成26年度筑前町一般会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。

	議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第13号「平成26年度筑前町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	続きまして、国民健康保険事業特別会計の審査に入りたいと思います。 議案第14号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	それでは、議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。 議案第14号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。平成26年3月4日、町長名でございます。 それでは、予算書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。 平成26年度筑前町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額を3,555,465千円とします。これは、対前年度比4.0%の増ですが、25年度補正予算(第4号)と比較いたしますと、2.1%の増です。 第2条ですが、借入の最高限度額は、50,000千円とさせていただきます。 第3条第1号は、人件費に過不足を生じる場合、款内の流用ができるという規定でございます。 第2号は、保険給付費に過不足を生じる場合、款内の流用ができるという規定でございます。 平成26年3月4日、町長名でございます。 それでは、予算の概要について、ご説明申し上げます。 平成26年度の国民健康保険事業特別会計の特徴としましては、まだ25年度分が変化する要素がありますが、25年度はほぼ赤字の公算が強く、25年度赤字の場合は、26年度からの繰上充用が必要になります。 これにつきましては、決算確定と同時に補正が必要となりますので、専決をさせていただくことになると思います。 また、国民健康保険税につきましては、昨年9月の運営協議会時点では医療費は安定していましたし、税率も県下の平均より高いという状況であり、経済状況もまだ不安定ということもあり、運営協議会の中で据え置くという意見を得ています。 ただ、その後、ここ数カ月医療費が急に上昇してきており、その上昇に対応するための予算を組んでいますので、かなりの変動が激しい予算となっています。 歳入につきましては、法定外の繰入は、当初予算に計上すべきではないというような意見もあり、その分も含めて国庫支出金に対する期待を込めて、国庫支出金に上乗せしたものとなっています。 国保会計におきましては、大きな支出のほとんどは、制度により義務付けられた支出ですが、8款の特定健診につきましては、予算額は昨年並みですが、地域健診と予約制の確立を図るということで、予算化をしております。 それでは、事項別明細のほうで説明したいと思います。 13ページをお願いいたします。

	13ページ、1款1項1目一般管理費は140万ほどの増額ですが、8款2項1目疾病予防費より、嘱託職員の報酬を、業務の状況を勘案し一般管理費に移設、13節委託料で、法の改正によるシステムの改修委託料、国保の広域化の事前所得調査のためのシステム改修費、事業報告システム公開委託料が増加し、人件費に係る分の減で、そのような結果になっています。 次、14ページでございます。 2目連合会負担金はわずかですが、昨年より減額です。 2項1目賦課徴収費は、通信運搬費等を増額しております。 3項1目運営協議会費は、昨年と同額でございます。 2款の1項から、15ページ、3項ですが、ここ数年医療費は安定しておりましたが、昨年7月ぐらいから大幅な伸びを示すようになってきております。予算編成の時期に下がる傾向がなかったということで、一般の療養給付費で3.78%、また、退職者の移行が多く、退職者医療につきましては、30%の伸びを見えています。 ただ、退職者の医療費は、税相当額を省いた分は療養給付費交付金として、社会保険診療報酬支払基金より交付されますので、財政的な問題としては安心しているところでございます。 2款1項療養諸費の計で2,104,000千円ほどですが、5.48%の伸びで計上しています。2項高額療養費で18.02%の増、287,000千円ですが、最近高額な医療費が目立ってきています。一時的なものか、継続的なものか、注視する必要があると思っております。 また、27年1月医療費分から高額療養費の制度改正があり、自己負担限度額の所得階層の細分化が行われます。 3項移送費から、16ページ、5項葬祭費までは、ほぼ昨年同様です。 16ページ、3款1項1目、2目ですが、後期高齢者支援金、後期高齢者事務費拠出金ですが、社会保険診療報酬支払基金に支払うものですが、基金が示した額により計上しております。項全体で1.93%の増です。 4款前期高齢者納付金は20.4%の増です。 5款につきましては、前年度は計上いたしておりませんでしたが、まだ、事務費の請求があることから計上いたしております。 次、17ページ、6款1項1目介護納付金も社会保険診療報酬支払基金に支払うものですが、基金の示した額により計上いたしております。1.19%の増でございます。 7款1項共同事業拠出金ですが、1目から4目は高額な医療費が発生した場合に、拠出された中から分配を受ける制度で、保険者間の均衡を目的としたものです。 1目の高額療養費拠出金は、80万以上の医療費を対象とし、2目の財政共同化安定化事業拠出金は、30万以上の医療費を対象とした制度で、国保連合会の試算により計上いたしております。 1目高額医療費拠出金が14.2%の減で、2目財政共同化安定事業が3.45%の減です。 3目、4目については、その事務費に対する拠出金です。 次、8款1項1目特定健康診査等事業費は、特定健診受診率向上計画をつくり、26年度予算としては、対象者の増加を勘案し、35%ほどの受診率で予算化しています。 26年度は、待ち時間対策や経費削減のための完全予約制の地区割健診を実施します。また、昨年まで南部コミュニティだけだった出張健診を、隣保館でも実施する予定で準備を進めています。 18ページ、13節委託料で、特定健診委託料は、300万ほど下がっていますが、
--	--

	心電図、眼底検査等を一般会計で受けられるようにしたことによる減と、前年度受診率を高く見積もり過ぎていた分の減でございます。 また、嘱託の栄養管理士が、募集してもなかなか応募がなかったので、派遣委託料として予算化し、その分が増になっておりますが、今回一般非常勤職員として応募がありましたので、流用して1節の報酬での雇用を計画しております。 8款2項1目疾病予防費は、レセプト点検や医療費通知などの経費を計上していますが、嘱託職員の報酬を総務費へ移管したことで、20.12%の減です。 2目健康づくり推進費は、パンフレットの作成費のみを計上しております。 9款1項1目国民健康保険給付費支払準備基金は、科目保全でございます。 19ページ、10款1項1目利子は、一時借入に対する利息です。 11款1項1目及び2目は、一般被保険者、退職被保険者への国保税過年度還付金でございます。 3目は、科目保全でございます。 4目、5目は、新設をいたしております。 12款1項1目予備費は、20,000千円でございます。 次に、歳入でございます。8ページをお願いいたします。 1款は税でございますが、25年度の調定見込額を基本に、94%の収納率で計上いたしております。 25年度の当初予算と比較しますと、1目一般被保険者国民保険税は、0.2%の減です。 2目退職被保険者国民健康保険税は、先ほどの歳出のところでふれましたが、退職者数の伸びを勘案し、2.04%の伸びを見えています。 2款1項1目督促手数料は、昨年同額を見込んでおります。 9ページ、3款1項1目療養給付費負担金は、療養給付費の2分の1が公費負担され、うち前期高齢者交付金を省いた額の国が32%、県が財政調整交付金として9%、残り9%が国の財政調整交付金で交付されますが、1目療養給付費負担金としては、11.75%の増です。 25年度もそうですが、赤字分を国庫補助の増額を期待して、この項で調整していますので、大幅な増になっております。 2目高額医療費共同事業拠出金は、国保連合会の試算で計上していますが、国が4分の1を負担するもので、14.07%の減です。 3目特定健康診査負担金は、基準額の3分の1ずつを国、県で負担するものです。1.09%の増です。 3款2項1目財政調整交付金は、先ほど説明しました9%の分ですが、18.65%の減です。 説明欄の財政調整交付金は、変動が激しく見込みにくい制度で、退職者の影響でかなりの変動をしますので、中間的な今までの実績として、中間的な金額として24年度実績程度で予算化をしております。 4款1項1目療養給付費交付金は、退職者の支出から税相当額を差し引いた分が交付されますが、25年度の見込み額を参考にして計上いたしております。 退職被保険者の増加に伴い医療費も増加し、26年度も増加が見込めますので、54.01%の大幅な伸びを見込んでいます。 5款1項1目前期高齢者交付金は、全国の医療費の統計が出る2年後に清算があり、変動が激しい交付金ですが、前年度同額を見込んでおります。 6款1項1目高額医療費共同事業拠出金は、先ほどの国費同様拠出金の4分の1を県が負担するもので、14.07%の減です。 10ページ、2目特定健診等負担金も国費同様3分の1を県が負担するものです。
--	---

	1. 09%の増です。 6款2項2目財政調整交付金は、医療費に対し県が負担する9%分で、実績に応じた額を計上しております。6. 73%の伸びを見込んでいます。 7款1項1目高額共同事業交付金は80万以上の医療費が発生した場合に、その医療費を共同で処理するための制度で、そこから交付される交付金です。 連合会の試算に基づき計上しておりますが、13. 47%の増です。 2目保険財政共同化安定事業交付金は、30万から80万の医療費に対して行われる制度で、その交付金です。同じく連合会の試算により3. 8%の減です。 8款1項1目利子及び配当金は、科目保全でございます。 9款1項1目の繰入金、1節から5節につきましては、法律に定められた繰入金で、昨年同様法定外の繰り入れを計上しておりませんので、1. 52%の減です。 11ページ、10款は科目保全でございます。 11款につきましては、1項1目及び2目は、一般被保険者、退職被保険者の税の滞納に対する延滞金です。 3目、4目は科目保全です。2項も科目保全でございます。 4項1目、2目は、一般被保険者第三者納付金で、交通事故などで国保が立て替えて支払った分を、加害者から納めていただくものです。 6目で、前年度までは、特定健診の自己負担金を予算化しておりましたが、26年度から無料ということで、目を削除しております。 11款のその他の目につきましては、科目保全でございます。 以上です。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。 これから、議案第14号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第14号「平成26年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	続きまして、議案第15号「平成26年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の25ページでございます。 議案第15号「平成26年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」平成26年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。 平成26年3月4日、町長名でございます。 それでは、予算書のほう、1ページ目をお願いしたいと思います。 平成26年度筑前町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ315, 075千円と定める。

	平成26年3月4日、町長名でございます。 それでは、予算の説明に入ります前に、後期高齢者の基本的なお金の流れを説明しておきたいと思います。 8ページの歳出、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険料負担金を、6ページの歳入の保険料と4款1項2目の保険基盤安定繰入金でまかなうものです。 他の支出分につきましては、歳入4款1項1目事務費繰入金の一部とその他の収入3,218千円を主な財源としております。 それでは、まず歳出でございますが、8ページから9ページでございます。 1款1項1目一般管理費は、ほぼ昨年並みの1,274千円を計上いたしております。 2項1目徴収費ですが、ほぼ昨年並みでございます。 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の試算に基づき計上いたしております。 3款につきましては、前年同額ですが、1目保険料還付金は、還付が発生した場合、一度この目より支出しまして、同額を広域連合より支払いいただくことになっております。 4款1項1目予備費につきましては、昨年同額を計上いたしております。 続きまして、6ページから7ページの歳入ですが、1款1項1目、2目の保険料につきましては、広域連合から示された額で、項全体で2.6%ほどの減です。 2款、3款につきましては、前年同額で科目保全でございます。 4款1項1目事務費繰入金は、広域が試算した広域連合に支払います事務費負担金に、一般管理費、徴収費、その他費用を加え繰り入れてもらうもので、5.15%の減でございます。 2目は、保険料負担金を支払うために、費用を繰り入れてもらうもので、11.22%の増です。 5款以降につきましては、ほとんどが科目保全ですが、6款2項1目保険料還付金は、昨年同額を計上しております。2目還付加算金を50千円計上いたしております。以上です。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	歳入の部分で、6ページですが、1款1項2目ですね、滞納繰越分が発生しています。滞納した場合、短期保険証、資格証は発行されているんでしょうか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	お答えします。 発行いたしております。
委員長	河内委員
河内委員	件数が分かったらお願いします。
委員長	健康課長
健康課長	手元の資料としまして、11月1日現在の資料しか持ち合わせておりませんが、8月時点で20件ほど交付し、それを連絡とか納付とかをお願いしまして、8件ほど減らし、11月現在で12件でございます。
委員長	河内委員
河内委員	それは、資格証ですか、短期保険証ですか。
委員長	健康課長
健康課長	6カ月の短期保険証でございます。

委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第１５号「平成２６年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第１５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
委 員 長	挙手多数です。 したがって、議案第１５号「平成２６年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委 員 長	続きまして、議案第１６号「平成２６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	議案書の２６ページをお開きください。 議案第１６号「平成２６年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」 平成２６年度筑前町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。 平成２６年３月４日、町長名でございます。 それでは、予算書の１ページをお願いいたします。 平成２６年度筑前町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９，３２９千円と定めるものです。 まず、歳出を説明いたします。予算書の８ページをお願いいたします。 １款１項１目一般管理費、及び２目財政調整基金、本年度予算３，５０８千円、前年比２５０千円の増となっております。 １２節役務費、前年比５０千円の増、裁判に係る印紙代でございます。 １３節弁護士委託料３２０千円、前年比２００千円の増、時効停止のための告訴委託料でございます。 ２８節繰入金３，０００千円、職員給与の一部として、前年と同額を一般会計に繰り出すものでございます。 次に、２款１項公債費、１目の元金と２目の利子、合わせまして本年度予算２，５２２千円、前年比５５０千円の減でございます。返還していく起債が減少していくためでございます。 ３款１項１目予備費、本年度予算３，２９９千円、前年比４５９千円の増。これは、借受人からの返済された額より起債が低いためでございます。 次に、歳入の説明をいたします。 ６ページをお願いいたします。 １款１項県費補助金、１目の住宅新築資金等県費補助金、２目の償還推進助成事業補助金、合わせまして本年度予算７１４千円です。前年比１０７千円の増となっております。 次に、２款財産収入、３款繰入金、４款繰越金、５款１項１目預金利子につきましては、前年同様の予算計上をしております。

	5款2項貸付金元利収入、1目国の住宅新築資金等貸付金元利収入から、7ページの4目県の住宅改修資金貸付金元利収入まで合わせまして、本年度の予算は4,518千円、前年比52千円の増となっております。これは、借受人からの償還金でございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の8ページです。 1款1項1目、13節委託料、弁護士委託料、昨年の約3倍ありますが、何件分の弁護士委託料でしょうか。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	この分の委託料は、平年どおり相談に係る分が120千円、それと告訴を1件しようと思っていますので、その分が200千円の増額となっております。
委員長	質疑が終わりまりましたようです。 これから、議案第16号「平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第16号「平成26年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
休憩	
委員長	ここで、休憩をいたします。 2時40分から再開します。 (14:26)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:40)
委員長	審議は終わりましたが、一般会計の関係で、河内委員の厨房点検の件、それから木村委員のエレベーター点検の件について、教育課長から発言の申し出がありますので、許可します。 教育課長
教育課長	河内委員から、各小中学校の厨房機器の点検委託料の金額の相違についてですね、回答を保留しておりましたので、お答えさせていただきたいと思います。 基本的に厨房機器点検につきましては、基本点検がありまして、それに今回ですね、中牟田小学校、東小田小学校につきましては、プラス分が今回発生したということで、特に中牟田小学校におきましては、スチームコンベンションオープン用の軟水器カートリッジ、それからオゾン脱臭点検ということで、この2点が追加になりまして、今回、よその学校に比べましてですね、金額が増額となったものでございます。 また、東小田につきましては、同じくスチームコンベンションオープン用の軟水器カートリッジ等が発生したということで、これも増額となっているところでございます。 三並につきましては、特にスライサーとかですね、そういった調理器具等が設置さ

	れておりません。三並小については、毎年真空冷却機の点検を行っているということでございます。三並小学校はほとんど手作業で行っているということでございます。 それから、エレベーターの保守点検委託料について、木村委員のほうから、これも三輪中学校の金額が高いと、2台あるのかという話でございます。 これにつきましては、三輪中学校エレベーター設置台数は1台でございます。 ただ、金額が高い理由につきましては、設置が平成20年、21年の改築によりましてですね、設置をしたということで、一番最新のエレベーターがついているということで、点検の仕様書の中に、停電時自動着床装置、それからP波センサー付き地震時管制運転仕様というようなことですね、そういったところの最新の機器点検費用が付加されているということで、付加装置としまして、今申しました地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置、遮炎ドア、そういった付加装置分の点検ということで、費用が高くなっているということでございます。 以上、報告させていただきます。
委員長	木村委員
木村委員	ということは、私は、これ全部の数字を見させていただいてですね、古いから高くなっているのかなとも考えておったんですけども、新しいからこれだけかかるということは、他の分も新しくすれば、このくらいの金額になってくるということですか。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 今の分を全く改修しますと、新しいとに改修しますと、約1,000万かかるそうです。既存のものに耐震の、そういった装置を付加することになると、500万ぐらいかかるということでございます。 今、議員が言われましたように、これは、一応業者のほうから提示された見積もりをですね、数社比較をして、業者を決めておりますので、今言われましたようにですね、そういう付加装置が付いていることによって、点検料が高くなったということでございますので、新しくなればそういうことになるというふうに思っております。
委員長	次に、川上委員の、図書の回収率の件で、生涯学習課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 生涯学習課長
生涯学習課長	川上委員からの、図書の督促の件数と回収率の件でございます。 私、月120通で12月で計算をしましてのお話をさせていただいておりましたけれども、年間を通して1,520人に通知をしているようでございます。 第1回目の通知を1,267名、そして1カ月後に253名、ですから、第1回目で1,000冊ほど、人数で1,000人ほど返ってきてます。2回目が253名に通知をしているようでございます。 そして、その後電話催告をしております。1日20件ほどやっております、最終的に残りましたのが、10名だそうでございます。 その10名は、最終通告をするというふうなことでございます。弁償を含めた通告をやって、それでも返って来ないときはブラックリストに載せるというふうなことでございます。以上でございます。
委員長	それでは、議案第17号「平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 下水道課長
下水道課長	議案第17号の平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について、説明をいたします。

	平成26年度農業集落排水事業特別会計予算の方向性としましては、すでに事業が完了しており、分担金、使用料の料金賦課徴収業務、汚水処理に係る施設の維持管理業務が主なものとなっております。 重点項目につきましては、すでに汚水整備のほうは完了しておりますが、上高場処理区の事業完了後に新築された栗田地区の管路施設工事1件、及び栗田処理区の新築に伴う管路布設工事1件を計画しておるところでございます。 次に、予算書の説明を行います。 別冊の平成26年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算書をお願いします。 1ページをお願いします。 平成26年度筑前町の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ164,736千円と定める。 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、20,000千円と定める。 9ページをお願いします。 歳出の説明を行います。主なものについて説明をいたします。 なお、人件費など義務的経費につきましては、説明を省略させていただきます。 1款1項1目農業集落排水施設管理費60,655千円、前年度比1,113千円の増となっております。 主に、使用料、分担金の賦課徴収に要する経費、処理場、マンホールポンプ場の運転管理及び維持管理に要する経費、下水道管渠の点検、清掃に要する経費、汚水管渠工事の工事請負費などとなっております。 11節需用費15,268千円、前年度比1,400千円の増となっております。 主に、上高場及び栗田浄化センターの水処理剤等の消耗品費、浄化センター及びマンホールポンプ場の修繕料、浄化センター及びマンホールポンプ場の電気料などです。 増の主な理由につきましては、消費税の改定に伴い、修繕料、電気料などが増となることによるものでございます。 12節役務費591千円、納付書、催告書等の通信運搬費、浄化センター及びマンホールポンプ場の電話料、口座振替手数料などです。 13節委託料21,404千円、対前年度比1,855千円の増となっております。 主に、浄化センターの維持管理委託料、汚泥の運搬委託料、管路巡視点検・清掃委託料などです。 前年度より増となった主な理由につきましては、労務費の単価増、及び消費税の改定に伴い委託料が増額となったためでございます。 15節工事請負費10,514千円、対前年度比2,186千円の減となっております。 栗田地区の未整備区域の汚水管渠工事、新規加入接続工事、舗装修繕等の付帯工事費などです。 減の理由につきましては、汚水管渠工事費が前年度より減額となったことによるものです。 10ページをお願いします。 19節負担金補助及び交付金7,580千円、主に汚泥処分における両筑衛生施設組合の負担金などです。 27節公課費600千円、使用料収入に伴う消費税の見込額です。
--	--

	2目基金費62千円、25節積立金は、農業集落排水事業基金利子を積み立てるものです。 2款1項公債費、1目元金75,204千円、対前年度比2,109千円の増です。起債償還金の元金です。 同じく2目利子27,815千円、対前年度比1,944千円の減です。起債償還金の利子です。 3款1項1目予備費、1,000千円を計上しております。 なお、11ページから20ページの給与明細書等の説明は省略させていただきます。 21ページの地方債の残高の見込みに関する調書については、表に記載のとおりです。 7ページをお願いします。 歳入の説明を行います。歳出同様、主なものについて説明いたします。 1款1項1目農業集落排水事業分担金772千円です。対前年度比628千円の減となっています。新規加入見込みについて、3件分を計上しています。 減の理由につきましては、未整備地区の工事に伴う新規加入見込み件数の減によるものでございます。 2款1項1目農業集落排水施設使用料40,937千円です。対前年度比1,324千円の増となっています。 増の理由につきましては、平成25年度実績見込みによる収入増を見込んだものでございます。 4款1項1目一般会計繰入金113,464千円、対前年度比1,822千円の増となっています。総務管理費及び公債費への、一般会計5款1項3目農業振興費からの繰入金でございます。 増の理由につきましては、歳出における11節需用費及び13節委託料の増に伴う歳出増、及び15節工事請負費の減に伴う歳入の7款1項1目農業集落排水事業債が昨年度より減となったことにより、一般財源が増となったためでございます。 5款1項1目繰越金1,000千円、前年度からの繰越金です。 8ページをお願いします。 7款1項1目農業集落排水事業債8,400千円、対前年度比2,000千円の減となっています。 歳出の15節工事請負費の污水管渠工事に伴う起債借入予定額でございます。 減の理由につきましては、昨年度より污水管渠工事費が減となったことに伴うものでございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	2点あります。 1つ目が、予算書、別冊の9ページです。 1款1項1目の11節需用費です。 昨年も修繕料が500何十万かあって、2つの施設の長寿命化のための修繕だという説明をいただいたと思うんですが、また500万を超える修繕費が出ているんですが、これは、毎年毎年500万、600万近い修繕費が要るもんなんじゃないでしょうか。 それと次のページ、10ページです。 10ページの19節負担金補助及び交付金、上の両筑衛生施設組合負担金ですが、一般会計の衛生費でも1,800万の両筑衛生施設組合負担金があるんですが、これとこの756万を足したのが施設組合に行く負担金と考えたときに、両筑衛生施設組

	合が２６年度の予算書を出しましたが、２１，９７３千円なんですね。これ、衛生費の負担金とこの負担金を合わせると２，５５６万で、何百万か相違があるので、その説明をお願いします。
委員長	下水道課長
下水道課長	お答えいたします。 修繕料につきましては、今、委託業務で朝倉浄水のほうに出しておるんですが、毎年一応機器を点検いたしまして、修繕の専門業者に見ていただいて、あと何年ぐらいはもつだろうということで、一応、これは何年ぐらいに修理してもいいということでですね、一応計画的に全体をある程度調査をいたしまして、それを一応年度ごとにですね、計画的に修繕を行っているところでございます。 それで、昨年も５００万ぐらいだったと思うんですけど、今年度も同様の、同じぐらいの金額が上がってきているということでございます。 それと２点目の質問の、両筑衛生施設組合負担金につきましては、一応うちのほうで計上しておりますのは、昨年度実績並みということで計上しております。 この予算を組む段階では、正確な数字がまだ来ておりませんでしたので、一応これで計上をさせていただいておりますのでございます。 当然、決算が出れば、その時点ではっきり分かるものと思います。
委員長	河内委員
河内委員	最初の質問の修繕料ですが、計画的に修繕をしていくということで、修繕残、あとはどれくらい金額的に残っているか、お尋ねします。
委員長	下水道課長
下水道課長	今の時点で資料を持ち合わせておりませんので、ただ、農業集落排水事業につきましては、当然公共下水道と違いまして、今のところ長寿命化計画とかいうのは立てておりませんので、公共下水道についても、まだ長寿命化計画は立てておらないところですけど、公共下水道につきましては、一応長寿命化支援制度というのがありまして、長寿命化計画を立てることによって、交付金を２分の１、国からいただけるという制度がございます。 だから、今のところ農業集落排水事業については、事業が完了しておりますところから、一応単費のほうでですね、機器全体を全部取り換えると数千万とかいうお金がかかるものですから、分解して、一応悪くなった部品だけをですね、換えて、オーバーホールをしながら、今、長持ちさせているような状況でございます。 金額については、後でお答えしてもよろしいですか。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第１７号「平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委員長	異議なしと認めます。 議案第１７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第１７号「平成２６年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	引き続きまして、議案第１８号「平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。

	下水道課長
下水道課長	議案第18号の平成26年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について、説明をいたします。 平成26年度公共下水道事業特別会計予算の方向性につきましては、本年度で汚水整備が完了したことから、安心・安全のまちづくりのために、浸水対策事業としまして、依井地区の雨水渠整備を、今後計画的に進めていくこととしております。 また、公営会計企業への移行準備として、移行支援業務委託を平成26年度から28年度の3カ年で計画をしておるところでございます。 予算の重点項目としては、集中豪雨による浸水対策事業、及び維持管理業務等の委託業務が、今後主なものとなってくるところでございます。 今後とも効率的な経営や財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。 次に、予算書の説明を行いたいと思います。 別冊の平成26年度筑前町公共下水道特別会計予算書をお願いします。 1ページをお願いします。 平成26年度筑前町の公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,214,069千円と定める。 第2条、地方自治法第264条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、300,000千円と定める。 10ページをお願いします。 歳出のほうの説明をいたします。主なものについて説明いたします。なお、人件費等義務的経費については、説明を省略させていただきます。 1款1項1目公共下水道施設管理費343,249千円です。対前年度比29,935千円の増となっています。 8節報償費2,020千円、接続推進奨励金及び受益者負担金前納報奨金です。 11節需用費43,753千円、対前年度比2,088千円の増となっています。 主なものは、三輪中央浄化センター及びマンホールポンプ場の修繕料、水処理剤等の消耗品費、電気料金などでございます。 前年度より増額となった主な理由につきましては、消費税の改定に伴い修繕料、消耗品費、電気料金が増となることによるものです。 12節役務費3,364千円、主なものは、納付書、催告書等の通信運搬費、口座振替手数料、処理場及びマンホールポンプ場の電話料などでございます。 13節委託料95,490千円、対前年比19,053千円の増となっています。 主なものは、三輪中央浄化センターの維持管理委託料、脱水汚泥運搬処分委託料、管路巡視点検・清掃委託料などでございます。 前年度より増額となった主な理由につきましては、労務費の単価増及び消費税の改定による増、並びに企業会計支援業務委託料10,822千円を新規に計上したことによるものです。 11ページをお願いします。 15節工事請負費2,470千円、事業所に設置します量水器の設置工事、雨水排水路の維持管理工事費です。 19節負担金補助及び交付金144,369千円、対前年比677千円の増となっています。

	利子補給補助金は、排水設備工事における融資斡旋に対する利子補給です。 その他負担金は、排水協定に基づく朝倉市及び大刀洗町の下水道に接続している公共枡の維持管理費などです。 夜須工区流域維持管理負担金は、福岡県に支払う夜須地区の汚水処理に係る維持管理負担金です。 下水道区域外合併浄化槽維持管理負担金は、下水道との均衡を保つために、計画区域外の合併浄化槽設置者に支払います補助金です。 増の主な理由につきましては、水洗化の伸びに伴う夜須工区流域維持管理負担金の増によるものでございます。 27節公課費17,477千円、対前年比13,477千円の増となっています。使用料収入に伴う消費税納付見込額です。 増の理由につきましては、水洗化の伸びに伴う使用料の増と、汚水整備が完了することに伴い、建設改良費が大幅に縮小したことにより、収支額が増えたことによるものでございます。 2目基金費195千円、基金利子を積み立てるものです。 2款1項1目公共下水道施設整備費157,927千円、対前年比27,296千円の減となっています。 12ページをお願いします。 需用費308千円、消耗品費は事務用品費、燃料費は公用車のガソリン代です。 13節委託料4,670千円、対前年比8,430千円の減となっています。 事業計画変更業務委託料は、単独公共下水道の計画期間が、平成27年度で切れることに伴い、それを延長することの認可変更作業における業務委託料です。 三輪公共下水道雨水渠測量設計業務委託料は、依井地区の雨水渠整備に伴う官民境界測量委託業務です。 昨年より減となった主な理由につきましては、事業進捗に伴い設計業務委託料が減となったことによるものです。 14節使用料及び賃借料3,505千円、主なものは、積算業務に使用します設計積算システムリース料、公用車のリース料などです。 15節工事請負費117,200千円、対前年比15,500千円の減となっています。 排水設備工事は、新築等に伴う公共汚水枡の新設工事です。 汚水管渠工事は、開発、新築に伴う汚水管渠工事3件です。 雨水管渠工事は、依井地区の雨水管渠工事1件でございます。 舗装工事は、以前に下水道工事を行った小路地区において、集落内の水道工事が完了したことによる舗装の本復旧工事でございます。 付帯工事費は、管路施設箇所の舗装補修工事などです。 補修工事費は、マンホール蓋の補修工事です。 昨年より減となった主な理由につきましては、汚水整備の完了に伴い、汚水管渠工事費が減になったことによるものでございます。 19節負担金補助及び交付金5,281千円、夜須工区における県に支払います流域下水道工事の町負担分です。 22節補償補填及び賠償金100千円、工事に伴う外壁等へ影響が出た場合の保証金として計上しております。 13ページをお願いします。 3款1項公債費、1目元金463,928千円、対前年比20,810千円の増です。起債償還金の元金でございます。 同じく2目利子243,770千円、対前年比7,692千円の減です。起債償還
--	--

	金の利子、及び資金不足時に借り入れます一時借入金の利子でございます。 4款1項1目予備費、5,000千円を計上しております。 なお、14ページから23ページの給与明細書等の説明は省略させていただきます。 24ページの地方債の残高の見込みに関する調書については、表に記載のとおりでございます。 4ページをお願いします。 第2表、債務負担行為です。 事項、公会計移行支援業務委託事業、期間、平成26年度より平成28年度まで、限度額21,000千円。 これは、公共下水道事業において予定している公営企業会計移行支援業務の期間が3年かかるため、債務負担行為を行うものでございます。 続きまして、8ページをお願いします。 歳入の説明を行います。歳出同様、主なものについて説明します。 1款1項1目公共下水道事業負担金37,810千円、対前年比10,398千円の減となっています。 減の理由につきましては、事業進捗に伴う負荷対象件数の減によるものでございます。 2款1項1目公共下水道施設使用料384,104千円、対前年比27,805千円の増となっています。 増の理由につきましては、接続戸数の増加に伴うものでございます。 2款2項1目手数料984千円、指定工事店の登録手数料などでございます。 3款1項1目公共下水道事業費補助金47,000千円、対前年比14,000千円の減となっています。国の社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金です。補助率は2分の1でございます。 減の理由につきましては、汚水整備の完了に伴う工事費の減少によるものです。 5款1項1目利子及び配当金195千円、基金に対する利子です。 6款1項1目一般会計繰入金685,829千円、対前年比23,808千円の増となっています。総務管理費、公債費への、一般会計の、7款4項1目都市計画総務費からの繰入金でございます。 増の理由につきましては、事業進捗に伴う交付金、起債借入額の縮小に伴い一般財源が増えたことによるものでございます。 9ページをお願いします。 7款1項1目繰越金1,000千円、前年度からの繰越金でございます。 8款1項1目延滞金400千円、負担金及び使用料の延滞金です。 8款3項2目雑入245千円、主なものは、三輪中央処理区に排水協定に基づきまして接続している朝倉市分の維持管理負担金でございます。 9款1項1目公共下水道事業債56,500千円、下水道施設整備に係る起債借入予定額でございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 福本委員
福本委員	ただ今の説明でですね、3年を目途に収支決算の現行から公会計、いわゆる企業会計に移行されるという説明でございました。 現行の収支決算書は、もう2年目ぐらいで一応終わられるわけですか、それとも3年までは現行の収支決算で、3年目までは、それか若しくは公会計のほうの企業会計ですね、それは2年目ぐらいで委託されておる関係で、2年目ぐらいに報告がなされ

	るという、その辺のかぶり具合はいかがですか。
委 員 長	下水道課長
下水道課長	一応移行期間としまして、平成２６年度から２８年度までの３カ年を予定しております。 今の現行の官公庁会計につきましては、２８年度の末、３月３１日で、一応打ち切り決算といたしまして、４月１日から公営企業会計に移行するような形になるかと思えます。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	予算書の５ページ、地方債について、お尋ねします。 一般会計の地方債とか企業債、ほとんど年率が３％以内なんですが、公共下水道事業債は４％以内になってます。これはどうしてでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	下水道課長
下水道課長	河内委員おっしゃるのに、実際には今、下水道事業債をお借りしております利率は、ほとんどが２％以内ではございますけど、一般会計とちょっと若干違いますので、一応４％以内ということとさせていただいておりますのでございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	３％を超えることもあり得るというお考えで、４％以内というふうにされてるんですか。
委 員 長	下水道課長
下水道課長	今の時点では利率が低ございますけど、今後経済成長、アベノミクスとかと、そういったところで、銀行の利率ももしかしたら上がってくる可能性もありますので、一応、高いと言え、高いと言っちゃいかんですけど、一般会計とちょっと違いますけど、高めに設定させていただいておりますのでございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	これが２８年に公会計になったときにですね、水道事業は３％以内、公共下水道の企業債は何％にするんでしょうか。
委 員 長	下水道課長
下水道課長	ちょっと前ぐらいに検討はさせていきたいと思うんですけど、合わせる形になるかどうかと思います。どちらも同じ利率にですね。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第１８号「平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第１８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、議案第１８号「平成２６年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委 員 長	続きまして、議案第１９号「平成２６年度筑前町水道事業会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 水道課長
水道課長	議案第１９号「平成２６年度筑前町水道事業会計予算について」、説明をいたします。

	まず、水道事業の概要について、説明いたします。 平成25年度末の整備見込みは、24年度繰越予算により事業を執行し、事業費ベースで約86%まで完了しております。 26年1月末で約4,460件の水道加入があり、内3,420件、約10,200人の方が水道水を利用させていただいております。 26年度においても、水道創設事業を継続していくところでございます。 建設改良事業は、25年度に栗田中継ポンプ場が完成しましたので、弥永、森山、畑島、八並、一木、小路集落を中心に、配水管布設工事約7.8kmを予定しております。 また、排水管布設設計業務委託を約11km、砥上、吹田、西田、赤坂区を予定しています。 それから、配水管布設工事に伴い、給水装置工事130カ所、消火栓設置工事10カ所を予定しています。 水道創設事業も、残り3年を予定しておりまして、水道普及率は徐々に向上してはまいっておりますけれど、一朝一夕に進まないのが現状であります。 26年度以降の工事説明会、広報等により、水道法の目的である、「正常にして豊富低廉な水を供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。」、このことを周知しながら、普及促進に努めてまいりたいと思っております。 それでは、別冊の平成26年度筑前町水道事業会計予算について、説明いたします。1ページでございます。 第1条、平成26年度筑前町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。 給水戸数3,650戸、26年度末の予定戸数です。 年間総給水量693,500m³、1日平均給水量1,900m³。 主要な建設改良事業は、配水管布設工事でございます。 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収益的収入393,619千円、収益的収支442,326千円です。 2ページになります。 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 資本的収入が資本的支出額に対する不足額32,103千円は、過年度消費税及び地方消費税、資本的支出調整額、いわゆる内部留保金で補てんするものです。 資本的収入358,273千円、資本的支出390,376千円となります。 第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、表記載のとおりとし、借入限度額は145,000千円とするものです。 第6条、一時借入金の限度額は、345,000千円と定める。これは、資金不足が生じる場合に、運営資金として一時借り入れするものです。 第7条、議会の議決を経なければ利用できない経費として、職員給与費82,808千円と定めております。 第8条、一般会計からの水道事業会計に補助を受ける金額は、次のとおりです。 高料金対策としての経費116,764千円、県南広域水道企業団建設負担金としての経費47,863千円、事業運営に係る経費8,972千円です。 詳細につきまして、説明いたします。付属書類をお願いいたします。 21ページをお願いいたします。 主なものについて、説明を行います。 まず、収益的収入及び支出です。 収入の部、1款1項営業収益176,644千円、前年度比18,031千円の増です。
--	---

	1 目給水収益の水道料金 1 7 0, 0 0 0 千円は、2 5 年度決算見込額を基礎に 2 6 年度利用者の増加を見込み推計したものです。 3 目その他営業収益の加入金 6, 3 6 0 千円、内訳としましては、2 5 年度の事前加入者 1 5 件の分割納付分と 2 6 年度の加入見込み 7 0 件を、過去の実績により、一括納付と分割納付に分けて推計したものです。 減の理由としましては、山間地域であり、戸数の連担性が少なく、事前加入者の減によるものです。 2 項営業外収益 2 1 6, 9 7 5 千円、前年度比 5 6, 0 2 1 千円の増です。 2 目他会計補助金 1 6 4, 6 2 7 千円は、高料金対策に係る経費と県南水道企業団負担金の一般会計からの補助金です。それぞれの金額は、予算第 8 条で説明したとおりでございます。 4 目長期前受金戻入 4 7, 5 0 9 千円、これは、本年度より新公営企業会計の適用により、補助金、一般会計負担金等の減価償却見合分を収益化し、計上したものでございます。科目上の振り分けでありまして、現金の収入はございません。 2 2 ページになります。 支出の部、1 款 1 項営業費用 3 8 8, 3 6 3 千円、前年度比 2 1, 6 8 1 千円の増です。 2 目配水及び給水費 1 7, 0 6 4 千円は、配水施設の管理に伴う経費でございます。修繕費 8, 0 0 0 千円、4, 9 7 0 千円の増です。 2 5 年度補正で計上しました実績により、舗装等の補修工事費や電気機械設備が 5 年を経過しているため、保全工事費を当初予算に計上したものでございます。 動力費 7, 1 0 5 千円、1, 6 0 5 千円の増です。 主なものとして、四三嶋受水場及び新たに完成しました栗田中継ポンプ場の電気料の増を見込んだものです。 3 目総係費 8 3, 6 8 3 千円、主に職員 8 名と嘱託職員 1 名の人件費及び事務費でございます。 この中で 2 3 ページ中に、新公営企業会計により賞与引当金繰入額及び法定福利費繰入額、これを合計しますと 4, 9 6 0 千円になりますけれども、これを計上しております。これは、2 7 年度の 6 月支給分の賞与の 6 分の 4 に相当する額です。現金の支出はございません。 2 4 ページの 5 目減価償却費 1 3 8, 7 5 2 千円、8, 3 0 5 千円の増は、2 4 年度工事分が加わったためです。なお、減価償却費は、現金の支出はございません。 2 項営業外費用 4 8, 1 5 3 千円、前年度比 1, 2 5 3 千円の増です。 企業債利息 4 8, 0 5 3 千円は、平成 2 5 年度までに借りました企業債償還金の利息でございます。 2 5 ページの 3 項 1 目特別損失 4, 8 1 0 千円を計上しています。これも新公営企業会計による平成 2 6 年夏賞与の、平成 2 5 年 1 2 月及び平成 2 6 年の 1 月、2 月、3 月まで、夏賞与期間の 6 分の 4 となります。 この特別損失につきましては、新公営企業会計の関係の移行影響額でありまして、平成 2 6 年度のみとなります。現金の支出はございません。 資本的収入及び支出です。2 6 ページをお願いいたします。 収入の部です。 1 款 1 項の企業債から 3 項の国庫補助金についての 2 5 年度収入は、2 4 年度補正予算で前倒し執行していますので、0 円となっています。 2 6 年度につきましては、1 款 1 項 1 目企業債 1 4 5, 0 0 0 千円です。 2 項 1 目出資金 1 0 0, 0 0 0 千円です。 一般会計の 4 款 1 項 5 目環境衛生費からの繰入です。補助対象事業費の 3 分の 1 と
--	--

	なります。 3項1目国庫補助金100,000千円です。厚生労働省所管の水道公益化施設整備費補助金です。補助率は3分の1でございます。 4項他会計補助金8,972千円は、補助対象とならない事務費など分として、一般会計、環境衛生費からの収入でございます。 5項他会計負担金4,300千円は、消火栓工事費分として、一般会計、消防施設費からの収入です。 27ページになります。 支出の部でございます。 1款1項建設改良費357,273千円、25年度は繰越予算で対応していたため、前年度比353,673千円の増となります。 1目施設整備費の350,101千円です。内容は、概要で述べました委託費と工事費でございます。 2目事務費の6,172千円は、職員2名の人件費の一部などです。 3目営業整備費の1,000千円は、量水器の240戸分です。 2項企業債償還金32,103千円は、平成24年度までに借りました企業債償還金の元金です。 戻りまして、7ページをお願いいたします。 26年度より新公営企業会計への適用になり、従前の資金計画に代わり、予定キャッシュフロー計算書が義務付けられました。業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュフローとなり、資金減額が36,553千円余となり、期首残高が198,965千円余で、期末残高が162,412千円余で、資金不足は生じないということになります。 18ページから19ページをお願いします。 同様に、新地方公営企業会計の適用になり、注記が必要になっております。 1番、重要な会計方針に係る事項に関する注記、2番、みなし償却制度廃止に伴う経過措置に関する注記、3番、リース契約により使用する固定資産に関する注記を記載をしております。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。 これから、議案第19号「平成26年度筑前町水道事業会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第19号「平成26年度筑前町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	議案第20号「平成26年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長

都市計画課長	議案書の一番最後、30ページをお願いいたします。 議案第20号「平成26年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」平成26年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。 平成26年3月4日付、町長名でございます。 別冊の予算書をお願いいたします。 予算書の1ページでございます。 平成26年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算 平成26年度筑前町の工業用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算でございます。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,100千円と定める。 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。ということでございます。 歳入歳出予算ともにですね、款項目ともに項目が非常に少ないために、7ページの事項別明細書での内訳でご説明をさせていただきます。 最初に7ページでございます。 歳出、1款1項1目工業団地造成事業、本年度予算1,900千円、前年度予算1,537千円で、比較で363千円の増でございます。 内訳といたしましては、15節の工事請負費に1,900千円を計上いたしております。 工業用地維持工事ということで、調整池等の維持管理工事ということでございますが、雑草の管理を、草刈です。具体的には草刈を行うことにいたしております。 それと工業用地内に調整池の、従前につくっておった分がございますけれども、そこらは周りをフェンスで囲んでおりますけれども、フェンス帯の草が非常に刈りにくいということで、そのコンクリート張り工事を計画いたしております。合計で1,900千円でございます。 続いて2款予備費、1項1目予備費でございます。昨年同様に200千円を計上させていただきます。 続いて6ページの歳入でございます。 1款1項1目一般会計繰入金ということで、一般会計から1,581千円を繰り入れます。前年度対比の249千円の増でございます。 4款1項1目繰越金でございます。昨年度からの繰越金519千円を充当させていただきます。昨年度よりも114千円の増でございます。 以上、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。 これから議案第20号「平成26年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第20号「平成26年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算に

	ついて」は、原案のとおり可決されました。
委員長	本特別委員会に付託されました議案第13号から議案第20号までの審査が全部終了しました。 ここで、町長よりあいさつがありますので、お受けしたいと思います。 町長
町長	お礼を申し上げます。 平成26年度予算特別委員会、委員各位慎重審議いただきまして、全会計承認、採択いただきました。誠にありがとうございました。 今回も事業はもとより経費の妥当性について、様々に質疑を受けたところでございます。 その中でも委託料につきましては、一般会計ベースで1,196,000千円からの計上でございます。その経費が1割でも節減できれば、1億円からの予算削減となります。このことも念頭に置きながら、入札等の執行にあたっていきたいと思っております。 また、予算資料に示しておりますけれども、合併2年目の平成18年度と平成26年度の当初予算ベースで比較いたしますと、総予算は大きくは変わりませんが、内容の変化が顕著であります。平成26年度のほうが歳入で町税が3億円増、地方交付税が9億円増、国庫補助金が6億円増、その代わり地方債の発行額は14億円の減となっております。 また、歳出のほうでは、平成26年度のほうが、人件費で4億円の減、普通建設事業が10億円の減、その代わり扶助費が9億円の増、地方債の償還金が3億円の増、他会計への繰出金が4億円の増となり、この9年間だけを見ても、普通建設事業が減少し、高齢社会対応等の福祉型予算への移行が見られるところでもございます。 このような大きなうねりの中で、最小限の経費で最大の効果を見極めながら、健全財政と地域活性化の実現のために努力してまいっている所存でございます。 このことを約束いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。たいへんお疲れ様でございました。ありがとうございました。
閉会	
委員長	これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。 どうもお疲れでございました。 (15:40)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 委員長 矢野 勉